

菊池風土記卷三註釈

鈴木元

【凡例】

一、先に公開した『菊池風土記』卷一註釈・卷二註釈に続き、卷三の註釈を公開する。

一、基本的な方針は卷二の註釈に準ずる。

一、註や解釈の正否については、すべて鈴木の責に帰するものだが、今回も同僚大島明秀氏よりいくつもの教示を得た。また、北宮社の鐘銘の読解については、これも同僚の山田俊氏の助力のなくしては成し得なかつた。心より感謝申し上げる。

一、註釈において使用した資料の依拠テキストについては、末尾に一括して掲げた。
一、本註釈は JSPS 科学研究補助金基盤研究（C）「『菊池風土記』の註釈的研究」（課題番号：24520228）による研究成果である。

【本文】

菊池風土記卷三

神社

北宮

一 北宮村に有。北宮と申奉るは、人皇第一代 神武天皇第二皇子、神八
井耳命、第五王子健磐龍命、肥後国に封ぜられ 一 阿蘇も一國にてありしなり。
国権原より下りましませし時ミ、草ヶ部吉見乃神 二 今之南郷野尻手永草ヶ部の内、
宮の内、三の宮也。吉見四 社、草ヶ部中の氏神なり。 の女をめとり生ます御子を、国造速瓶玉命ハヤミカタマノミコトと申奉る。
御陵は阿蘇手野村に有。そのほとりに北宮五 と崇み奉る。是、当社の
本社也六 宮地より手野村北に當れ。北宮称し奉ならん。 国造と称し奉る事は七 十二の宮にては国造六、人皇十三代
成務天皇の御宇に、国々の御君に分ていちじるしき徳八 ましますをゑら
び給ひ、此を国のみやつことあがめ給ふ。
九 旧事記の国造七 記に出る。其時に速瓶玉命を国造と定めたもう也九。
づけ、國郡郷村の名を定め玉ふ也。
其時に速瓶玉命を国造と定めたもう也九。
是につけても、往昔より御神徳の赫々十 たる事、誠に仰て信ずべし。菊池氏
代々ともに阿蘇の御社を御渴仰十一 により、六代隆直公十三 には御靈夢の
御歌十二 有。

あさくともふかくたのめや菊池川

阿蘇の煙のたゑぬかぎりは十四

これより弥益十五 尊ぞ思ひたまひける。又、隆直公阿蘇に參籠の時、神
酒を戴き玉ふ。土器の上に鷹の羽二つ忽十六降下りしとなん。夫よりし
て紋を鷹の羽に改め給ふといふ十七。是より代々の尊敬、いと深くこそ

有し。又、阿蘇山上に菊池鳥居ニといふて在は、菊池代々の拝所也。

わきて十六代武政公に至て、尊崇猶きらなるに因て、御神託有けるは、國造を勧請し給べしと。是によつて北宮を武政公、永和四年一九八月十日に勧請し奉り、御神輿は七重八重に供部ヨし奉り、二重峠ニを越、中久保田ミ通り下河原村之内日向ミに、暮をゆふつけ鳥とぐらにとまる折からニ、御神輿を休め奉り、御神殿經營ニの間は此所に御仮屋をもふけ御滞座マシマシます。今、下河原村庄屋九兵衛屋敷近所に其跡穢さず残り侍るニ。九兵衛は河原塗左衛門子孫也。今に至迄代々九月九日に北宮へ神酒を呈する也。

誠に御武運御長榮、御領内五穀モ成就の為に御勧請なれば、殊に賑々敷ニ有しとなん。さればにや、菊池氏の御代繼し事、二十四代に及んでも、終に朝家を背き奉らず。金石の忠誠ニ、楠氏ヨと肩を比し名を正しミ、勤王の略ニ、しば／＼勝利を得玉ひて後世の龜鑑ニとなりしも、此御神の冥福四を垂給ふ事ニ、深く侍るとぞ覺ゆ。昔は菊池郡中、その年の新穀を新藁苞ニにつゝみて上げ來り、いまだ北宮に奉納せざるうちは、新わらを草鞋ニなどには作らざりしと承る。今も其遺風の俗有て、九月九日の御祭に秋たなつ物モ何所にても奉るもの、いかにも新わらを用ゆる者、往々に見およべり。これ、いにしへの遺風をわすれぬ民といふべし。此等の証を見て、仰願はニ古をおもひ、御神徳のすたれたるを起し、怠れる祭事を賑わす者あらば、そのなすわざも運に応じ、神明の冥福長く子孫にもかふむるべし。夫ニ、神は聰明誠一四にして、冥々のうち四より善をたすけ、惡を罰す。若ニ、先祖以来、此宮の御恵みを蒙りし事をおもひ、一步をはこび、一拝をなすときは、信仰の輕重により其福をかうむる事明也。若、むかしの旨趣をおろそかにおもひ、此宮居を疎く心得ん人は、其先祖のうやまいしにそむき、且は明神の御恵みをわするゝに近し。其輕重により、冥福もまたおそるべし。つらくこの宮居の興廢を案ずるに、菊池家全盛の時、御祭の節は、村々におふせて柴山ニを出させ、古記に河原村より柴山三つを上ると有。案するに、此山といふは屋台也。御能場に是をかざり奉納せしことなり。能など盛に行れ、御神輿行幸ニまし／＼けり。今之上市場下市場は、通筋にてみこし休めにみゆきなり。能を山の能といふも、屋台をかざり、御神輿をあがめ奉る故とみへたり。その後、菊池氏嫡々断絶し、跡を赤星家より繼事三代四。其時、赤星家、隈部親永五と兼て不和なりしに、隈部親永の頼に付、天正六年四六四月十八日に、肥前国龍造寺隆信四七より、舍弟政家に軍兵弐千相添て、赤星備中守統家入道道半四八の守りける隈府守山の城を責落し、隈部親永に渡して帰陳四九す。道半は竹迫の城主、合志伊勢守五〇の方に行しとぞ。此時道半二人の男子を龍造寺に人質に遣へるさに二人ともにこれを

す。五道半、是をほいなくおもひ、薩州島津修理大夫義久^五を頼み隈部

を討んと示合て、翌天正七年三月廿一日、薩州より人数を指越さる。

親永も兼て用意し、山鹿城村城^五には、嫡子式部大夫親安^三を大将と

して山鹿彦次郎重行、有動一族四千五百余人籠らる。永野の城^四には、

富田安芸直方、高橋藏人、池辺一族、其外名有侍三千七百余人相添籠

らる。鶴の巣の城^五には、多久大和、古庄右京秀家、池辺土佐治秀^{ヒデ}、

池辺勘解由左衛門、河原左京、以上五人を大将として六千三百余人籠

らる。隈府の城に、隈部親永自身、侍八百、雜兵四千余人籠らる。薩

州より六万の人数を三手に分て、寄らるゝ。本郷能登^五は一万五千の

勢にて山鹿城村の城に向はる。新納武藏^{モモ}は二万五千の勢にて鶴の巣

の城によせらる。梅北宮内左衛門^五は二万の勢にて何れも^五三月廿一

日に発足し、同廿七日に当国山本、合志に着し、彼所より三手に分て

城々を攻らる。梅北宮内左衛門は菊池川を前に取
す。今も村内に御陣屋といふは本陣の跡なり。隈部親永、隈府の城を落さ

れ、鶴巣城に引退く。薩州勢、此にて強く攻めけれども、城中の防ぎ

ける間、堅固にして不落。此節、隈府の菊池伝来の翁面翁面の所^もにくわし

薩州

勢に奪れたり。右、龍造寺方より赤星氏を攻る時、当社焼失に及び、

漸く樓門斗残る。今矢大臣
居ます門。六一 御神体を此所に移し奉る時に、天正七年な

り。夫より明暦五年迄七十九年の間は、人民も擾乱に飽たるなれば、

再興の事も沙汰たへて、此門に御神体居ませし事、久しうぞ侍る。其

後郡中も漸く竈のにぎわひ^六に成行まゝ、御神体の仮殿にまします事、

いたましくおもふ者まゝあるといへども、郡司、庄屋、時務に支へら

れ^七て、兎に角に日月をおくりしかば、宗善右衛門尉重次などいへる

者、急ぎ再興あるべしと御惣庄屋へも事のよしを物語る。その比迄は

菊池氏の遺格^{六四} いまだ忘れず、御祭事の式人^{六五}ごとに能しりたる折な

れば、響の声に応ずることく、郡中の志一致して財の費をいとわず経

営せり。此を以、明暦二年に御神殿、拝殿、末社に至る迄ことぐく

成就しぬ。其節、郡中より出せる財の余り銀百目有しを、又修覆のた

つきと是を社に附置ける。即其節再興の棟札^{六六}に銀百目と書載せたる

は、是を云也。寛文十二年四月、善右衛門、鐘を寄進しける。其以後

は怠慢なく折々修理有る中に、隈府町中より御神殿の基を高さ三尺五

寸程高く以前よりも
高く也。 土をもち立タチ、御神殿北にしさる^{六六}事、壱間半程、御

番神等の彩色を仕直す時に、明和八年卯の七月下旬也。大工棟梁は
アナ蟹穴村善九郎、所の役人は隈府町別当半右衛門、同庄屋善十郎、御惣
庄屋は三池長左衛門代、社司は緒方相模代也。六九

【注】

一 極註一参照。

二 阿蘇が一国として数えられていたとの理解は、古代社会の地方官「国造」が肥後に
は火・阿蘇・葦北・天草に置かれていた（『旧事本紀』国造本紀）ことに基づくものであ
る。『新撰事蹟通考』卷一にも、「又阿蘇葦北球磨天草ノ四郡、始ハ別国ニシテ各々國
造ヲ置ク」とある。

三 『阿蘇宮記』には、神武天皇七十六年のこととし、註記により「一書ニハ六七年比
ト有」とする。神武天皇七十六年とは、『日本書紀』によれば神武天皇崩御の年。「七十
有六年の春三月、天皇、檍原宮に崩りましぬ」とする。

四 草ヶ部吉見乃神は、『阿蘇宮記』には「国津神草部吉見ノ神」とあり、天孫降臨以前
からの土地の守り神とされる。草ヶ部は現在の高森町草部。『肥後国志』補遺に、南郷野
尻手永の草ヶ部村について、「当村ヲ里俗ハ宮原村ト云リ」とする。吉見社は、同じく『肥
後国志』補遺に吉見大明神社として、「阿蘇比咩神ノ父草部吉見神ナリト云リ、今ノ三ノ
宮国龍大明神是ナリ」と記す。『阿蘇宮由来略』によれば「御陵は社より三町程東方にあ
り」とする。

五 現一の宮町手野にある国造神社。承和十四年（八四七）七月に官社となつた（『続日
本後紀』）。

六 『阿蘇宮由来略』に、「本宮ノ国造社ハ北宮ヨリ遷シ祭ル所ナリ」とするように、阿
蘇社本宮の十二宮中の国造社は、北宮から移し祀つたもの。割り注の趣旨は判りづらい
が、これも『阿蘇宮由来略』に「凡テ北宮ニ所レ祭四座ナリ」として、国造速瓶玉神・雨
宮神・高橋神・日宮神を挙げ「右、合社一殿ニシテ南ニ向ケリ」と説くように、北宮の
四座すべて本宮の十二宮中の国造社に祀られていることをいっているか。

七 国造の詳細は『先代旧事本紀』国造本紀にまとめられるが、成務天皇の時代に設置
されたとの説は、『日本書紀』成務天皇五年の「秋九月に諸国に令して国郡に造長を立て」
(また『古事記』にも)による。

八 本書序文にあるように、景行天皇の諸国巡幸があり、そこで諸国の国名が整えられ、
続く成務天皇の代に国郡の境が定められた、との理解。貝原好古『大和事始』も『古事
記』『日本書紀』を引き、「是国塙を定給ひし始ならん」とする。元明天皇が国造を国司
と改めたとの説については、典拠不明。

九 『先代旧事本紀』卷十「国造本紀」に、「阿蘇国造：神八井耳命孫速瓶玉命定_ニ賜国
造_ニ」とある。

一〇 光り輝くさま。

一一 神仏などを敬い仰ぐこと。

一二 井沢長秀『菊池軍記』卷一「菊池先祖事」に、「経直が子九郎隆直、後越後守と号
す、治承五年、原田太輔種直と戦て勝利を得たり、其後安徳天皇の勅によつて諸国にお
るて戦功を励す、文治年中、義経、頼朝に背き西国下向の時、隆直を語らはれけれども、従^ヒ
ざる故、義経、緒方惟栄及家人等を遣して討しめらる、隆直防ぎ戦^{ツツ}て自殺す」とある。

一三

夢の中に神が現れ授けた歌。

一四

歌意は、「菊池氏よ、たとえ菊池川の瀬は浅くとも、我を深く頼りとせよ。阿蘇の煙が絶えぬ限りは」というもの。この歌と鷹羽の家紋の話題は、馬渡俊継の『北肥戦誌（九州治乱記）』（享保五年序）には、延久年間（一〇六九—七四）における則隆の話として記されている。補註二参照。

一五

『書言字考節用集』に「彌増（イヤマシ）」。ますますの意。

一六

『易林本節用集』に「忽（タチマチ）」。

一七 阿蘇神と鷹との関係については、『阿蘇宮由来略』に「大神、常に鶴鷹ヲ愛養シ給ヘリ」とする。鶴と鷹を愛養したとの説の源には、『阿蘇大明神流記』が記す阿蘇への降臨のイメージが関わっていよう。眷属神の降臨を、同記は「乘レ鶴來給フ様アリ、故云「鶴原」、又成レ鷹來給フ様アリ、故云「鷹山」」と地名伝承に絡めて語っている。菊池氏の家紋に関する補註二参照。

一八

菊池鳥居のこと、他の文献に所見なし。

一九

一三七八年。ただし、武政の没年と合わないことを『肥後国誌』「北宮大明神」項の「備考」が指摘している。

二〇

神輿を幾重にも奉仕の人々が取り囲んで、との意であろうか。「供部」は「供奉」のことであろう。内閣文庫本は「供奉」。『書言字考節用集』に「供奉人（グブニン）」。

二一

阿蘇外輪山の西端。阿蘇郡と菊池郡の境。

二二

現在の菊池郡大津町矢護川。

二三

日向は下河原村の小村。

二四

日暮れを告げるゆうつけ鳥が、ちようどとまり木に留まつたところなので。「ゆふつけ鳥」は「木綿付け鳥」で、本来は朝を告げる鶏の別称。ここは誤解か、あるいはわざと曲解して「夕告げ鳥」としたものと思われる。「とぐら」は、鳥の巣もしくはとまり木を表す歌語。『拾遺和歌集』卷十八・雜賀に、「松がえのかよへる枝をとぐらにてすだてらるべきつるのひなかな」（清原元輔）。

二五

縄を張り基礎を据えて建物を建てるこト。

二六

『肥後国誌』が「下河原村」の項に記す「四宮大明神社」がそれではなかろうか。『国志』は当社ハ菊池氏勧請ト云ヘドモ誰人ナルヲ不知、阿蘇十二宮ノ内四社ヲ勧請ト云フ」としており、本書の記述と整合している。

二七

五種の穀物。五種に何を宛てるかは諸説ある。あるいは穀物の総称。『書言字考節用集』には、「五穀麻・黍・稷・豆・麦」と二組の五穀を挙げる。

二八

にぎにぎしく。

二九

極めて堅い忠誠心。「金石の交わり」等、多く堅い友情を表すのに用いる。

三〇

楠正成、もしくは正成親子を意図していよう。

三一

名分を正す。身分・立場に応じ守るべき本分をまつとうする。大江田家本は「名分を正し」と「分」字を入れている。

三二

南朝もしくは西征將軍のためにめぐらしたはかりごと。

三三

手本、模範。『書言字考節用集』に「亀鑑（キカン）」。

三四

神仏のおかげで得られた幸福。

三五

にいわらづと。新藁で編んだ容れ物。諸本とも「藁」の所を「草冠に膏」字を作る

が、意を採り改めた。

三六 わらじ。わらんじとも。『書言字考節用集』では「草鞋（ワラフヅ）」の訓みを載せている。

三七 稲や米のこと。『書言字考節用集』に「種物（タナツモノ／タネモノ）。あるいは広く穀物をさすこともある。同書に「百穀（タナツモノ）」。

三八 『易林本節用集』に、「仰願（アヲギネカハクハ）」。願いがかなうことならば、できることならば。

三九 『易林本節用集』に「夫（ソレ）」。文頭に置いて、言い起こすための語。そもそも、さて程の意。

四〇 聰明で誠をもつぱらとする、程の意であろうか。

四一 知らず知らずのうちに、あるいは、はつきり外に表れないうちに、の意。

四二 『書言字考節用集』に「若（モシ）」。

四三 後の割り注によると、「柴山」の「山」は祭礼の山車の意。補註三参照。

四四 重隆—親家—統家の三代であろう。『系図纂要』では、重隆に「居隈府城」と註されており、ここで菊池氏の本城に赤星家から入つたことがわかる。ただし、『新撰事蹟通考』のように親家からとする説もある。なお、『系図纂要』では「統家」でなく初名「親隆」で記している。補註四参照。

四五 『新撰事蹟通考』所収の「隈部系図」によれば、親家の男。赤星との不和とは、『菊池軍記』巻四「赤星道雲与隈部親永合戦事」に記す、統家の父親家（道雲）と親永との一件を指すものであろう。替え地を望んだ親永に対し親家が拒んだことから合戦となつたことを、同書は記す。本文記載の一件については補註五参照。

四六 一五七八年。

四七 『新撰事蹟通考』の「龍造寺系図」によると、系図上では胤栄の男となつてゐるが、「実は周家の男、幼名慶法師、始め龍造寺の住職（一に宝琳院を作る）となる、天文十四年家純・周家等戦没す、故に初服に返り曾祖父剛忠の跡を継ぎ水江城に居し民部大輔隆胤と称す、（胤）栄卒し嗣子無し、一族長臣隆胤を請ひ迎へ胤栄の遺室を娶り以て総領職を継がしむ、山城守隆信と改む」（原漢文）とある。なお、その弟（舎弟）とされる政家は、系図上では隆信の男。『系図纂要』においても、それは同様。これに対し、既に天正五年には隈部と龍造寺の盟約が成つていたと記す『菊池軍記』は、親永の誘いに「隆信応諾し、舎弟江上下総守家種を大将とし：其勢五千余騎」を肥後へ送つたとする（巻四「長坂城神尾城合戦事」）。

四八 『新撰事蹟通考』「赤星系図」によると、「蘿髪号（月叟道半）」とし、また「始の名は親隆、大友義統に一字を授けられ因て統家と改む、天正六年四月龍造寺政家・隈部親永の為に攻められ隈府の城を退く、叔父親賢を頼り合志竹迫の城に居す、其後の所居未だ詳らかならず、秀吉征西の時所領を没収せられ、元和五年六月一日、阿波国に於いて死す、年八十九」と註す（原漢文）。

四九 「陳」は「陣」に通用する。

五〇 合志親為（親賢）の男隆重。『菊池軍記』巻四「長坂城神尾城合戦事」に、隆重が赤星を助けるため援軍を出したことが記される。

五一 人質の件については、『九州記』『菊池軍記』がやや違つた形で記している。補註

六 参照。

五二 (一五三三一一六一一)。貴久の男。足利義輝の偏諱を受け初め義辰、後に義久と改めた。永禄七年(一五六四)に従五位下修理大夫(『系図纂要』)。

五二 現在の山鹿市城にあつた。菊池氏の一族城氏の居城。有働城とも。『菊池軍記』卷四「肥後諸城主事」には「山鹿郡城村城には、隈部但馬守親永」と記す。

五三 親永の男。『新撰事蹟通考』「隈部系図」では「親泰」として掲げ、「源次郎、式部大輔、泰又作安」とする。山鹿彦次郎重行以下の面々については、『菊池軍記』では「有動一族、北里与三兵衛、山鹿彦次郎重安を相添、侍雜兵四千五百人」とする(卷四「薩摩勢与隈部親永合戦事」)。有動は『九州記』によれば隈部家の長臣とされる(卷十「隆信肥後出張付赤星没落事」)。補註七参照。

五四 山鹿市菊花町上永野にあつた。『国郡一統志』卷十五・名蹟志「山鹿郡」の項に、日渡城、米山城、猿帰城、鶴巣城を挙げ、「右四所隈部但馬守鎮永居之、天正年中入菊池城」とある「米山城」がこれにあたると考えられ、「鎮永」も「親永」のことであろう。

『菊池軍記』卷四「赤星道雲与隈部親永合戦事」に「(隈部は)山鹿に永野・鶴巣両城を築き」とある。また同書「薩摩勢与隈部親永合戦事」では「永野城には富田安芸守家治、高橋藏人、池辺一族、竹迫、角田、立山、高木、以下三千七百人」とある。

五五 鶴(こう)の巣城、現菊花町上内田にあつた。『肥後国志』には「山鹿由来記」を引いて、「当城ハ隈部但馬守親永所築也」と記すほか、註五四の『菊池軍記』にも親永の築城とする。籠城の勢について『菊池軍記』は、「多久大和宗員、古庄右京秀家、池辺土佐治秀、同勘解由左衛門、河原左京以下六千三百余人」とする(薩摩勢与隈部親永合戦事)。

五六 『肥後古記集覽』所収「隈部物語」にも、本郷能登守と一万五千騎が城村に向かつたとある。

五七 「隈部物語」によれば、新納武藏と二万五千騎が永野城に向かつたとされる。新納武藏は忠元(一五二六一一六一〇)。島津氏の重臣。歌・連歌をよくした。

五八 梅北国兼(一一五九二)。梅北一揆を起こしたことで知られる。「隈部物語」では二万騎で隈府城を攻めたとされる。

五九 底本、この上部余白に「隈府ニ寄ラル」との書き入れあり。

六〇 御陣屋のことは『肥後国志』にも見えない。本書卷一「御陣屋敷」の項参照。

六一 斎藤彦麿『神道問答』(文政二年序)卷下「矢大臣」に「神社の門の左右に、ワキアケゴロモ腋を着し、マキエイ巻纓の冠にオヒカケ綾タチして、劍をはき、ヤナギヒ簾を負ひ、弓を持ちたる木像あり、是を矢大臣といへり」とある。

六二 『新古今和歌集』卷七・賀歌「たかき屋にのぼりてみれば煙たつたみのかまどはにぎはひにけり」(仁徳天皇)をふまえる。

六三 六三 折々の用務にまぎれ。

六四 六四 今に伝わる品格、ほどの意であろうか。用例を見ない。

六五 六五 式を司る者の意であろうが、用例を見ない。

六六 六六 棟上げの際に、工事の由来や工匠の名を札に記し棟木に打ち付けたもの。『書言字考節用集』に「棟札(ムナフダ)」。

六七 六七 土をもつてその上に建てるとか。

六八 六八 後ろにさがる。

六九 この後、余白に「御神殿之大工棟梁広瀬長四郎ト／有、熊府の棟梁也、當時蟹穴三代善九郎と双棟梁にして建ル」と書き入れあり。

【補註】

補一 以下、阿蘇宮の由来にかかる記事。『古事記』『日本書紀』を基礎に置いた内容だが、人皇の系譜にかかる理解には特有の屈折がある。神武天皇「紀」には「皇子神八井耳命、神渟名川耳尊を生みたまふ」と、皇子の一人として「神八井耳命」の名があるが、神武「記」には第一皇子として「日子八井命」を挙げており、第二皇子との理解は『古事記』の説をふまえている。その子の健磐龍命が阿蘇大明神として祀られたというものが古くから的基本的理解だが、健磐龍命を神武天皇の第二皇子とする理解もあつた（『阿蘇大明神流記』）ほか、江戸時代に入つても神八井耳命の第一御子とする『九州記』卷一「九国伝記之事」等、異説が多い。そのような中で、熊本藩士井沢長秀の『阿蘇宮記』は「神武天皇第二之皇子八井耳命第五之子也」として、本書と共通の理解を示している。

補二 沼田頼輔『日本紋章学』によれば、菊池氏の紋が確認できる最古の資料は『蒙古襲来絵詞』での菊池次郎武房の旗で、並び鷹羽の紋が確認できる。これは、室町時代の『見聞諸家紋』と基本的には同じ図案であるが、羽の描き方がやや異なつてゐる。また、『太平記』卷十四「官軍箱根を引き退く事」（西源院本）に、「鷹羽の旗一流れ指し上げて、菊池肥後守武重、三百余騎にて馳せ参る」とあるのも、鷹羽紋利用の証跡である。そしてこれも沼田氏が指摘するとおり、続群書類從所収の菊池系図でも隆直の時に「幕ノ紋、鷹ノ羽」を用いるようになったことを記している。これを則隆の代と記すのが『北肥戦誌』で、「此則隆、後冷泉院の御宇延久壬子年に、始めて肥後国菊池郡河辺に下向ありて後、其子孫長く菊池に居住す、阿蘇宮の御神託に曰く、浅くとも深くたのめよ菊池川阿蘇の煙の立たむ限りは、と又夢中に神馬の鷹の羽を幕の紋に賜はりて之を用ふ」（巻四「菊池家由来の事」と記している。

補三 『肥後国誌』所引「陣迹誌」に、「北宮大明神ハ北宮村ニアリ。阿蘇北宮ヲ勧請アリ。菊池家全盛ノ時分ハ祭礼モ賑々敷、行幸場ニ出座アリテ能ナド見物アリ」とし、さらに続けて割注で、「行幸場ト云ハ北宮ノ未申ノ川上、道ノ北ニ二反余ノ屋敷アリ。今ニ名ヲ棧敷場ト云。神輿行幸アリテ能興行アリ。因テ行幸能場トモ云。菊池氏ノ棧敷掛リシ所也。村々ニヲ、セテ柴山ヲ出サス。古記ニ河原村ヨリ柴山三ツ奉ルトアリ。此柴山ト云フハ屋台ナリ。屋台ニ種々ノ飾物ヲ作リ奉納セシ也。故ニ能ヲ山ノ能ト云。又、深川村ノ田ノ中ニ少シ堆キ所アリ。神輿ヲ休メ奉ル仮殿ノ跡也。今ニ其所ヲ、ミコシヤスマト云。又、北宮村ノ西、深川村ノ界ニ通リタル道、今モ地方ノ下ケ名ヲ上市場下市場ト云フ。神輿通りタル道ニテ市立タル所ナリ」と記す。

補四 『新撰事蹟通考』所収「赤星系図」では、親家に「菊池家亡びて大友家に属し眷遇を得、天文二十年、大友宗麟、肥後の将の末だ従はざる者を征す、諸将皆服す、親家宗麟に詔諭し菊池家の遺跡を領し遂に限府城主となる、後、限部親永と隙を構へ、永禄二年五月、親永を長野城に討つも克たず、四年十月十三日死す、年四十八』（原漢文）と

註す。本文中の「赤星家、隈部親永と兼て不和なり」の背景が、これにより知られる。

補五

『新撰事蹟通考』所収「隈部系図」には、親永について「代々、菊池家の老臣として山鹿長野の城に居す、菊池家亡びて大友に属す、天正五年、龍造寺隆信の麾下となる、六年、兵を隆信に請ひ赤星親家を討ち隈府城を取り之に遷る」（原漢文）とするが、親家を討つたとするのは統家の誤りであろう。補二の親家の没年とも合わない。親家の没年は『系図纂要』でも永禄四年としている。

補六

統家は、「其子新六郎當年十一歳ニ成ケルヲ質トシ甲ヲ脱デ城ヲ出」（巻十「隆信肥後出張付赤星没落事」と、隆參にあたり一人を差し出し決着するが、後年、叛心を疑われ使者が統家の館に派遣される。「折シモ統家ハ他出シテ留守ナリケレド此儘ニテハ帰ラレズ、猶亦質ヲ取ントテ後堂ニ押入テ八歳ノ女子ヲ相誘ヒ」（巻十一「赤星安房守含恨事」）、使者は隆信のもとへ帰る。すると「隆信ハ是ヲ聞キ赤星ガ他出ハ我ガ使者ニ会ジトノ結構ニテ態ト隠レシモノナラン、ニクキ奴原ガ所存カナ、幕下ノ者ノ懲シメニセントテ、人質ニ取置シ新六郎、當年十四ニ成ケルヲ今ノ女子ト諸共ニ筑後肥後ノ界ナル竹井原ト云処ニテ磔ニ掛シコソ無慚成ケル次第ナリ」と描き、新六郎の辞世の歌まで記す。また、『菊池軍記』は「次男新六郎と家老佐野才川が子共以下十二人を人質に出」すが、やはり「彼人質を竹井原といふ所に磔にしてうしなひける」となる（巻四「隈府城陥附竹迫城合戦事」）。これとは別に、『肥後古記集覽』所収「昔晰聞書」には、「赤星三郎殿十三、息女安姫七、家老西郷ノ息女タマ十五、赤星内蔵介ヲ相添彼是十四人」との所伝もある。

補七

『肥後古記集覽』所収「隈部物語」では、城村には「親永ノ嫡子式部輔親安大将トシテ有動一家・北野・里・山鹿彦四郎侍大將トシテ雜兵四千五百人」、永野城には「池部一族・富田安芸・高橋藏人・馬場・津野田・立山・高木等ヲ先トシテ其勢三千七百人」、鶴ノ巣城には「多久大和・古庄右京佐秀家・池部土佐治秀・同勘解由左工門・沙原左京以上五人ヲ大將ニテ其勢六千三百余キ」、隈荷城に「大將親永侍八百・雜兵四千余キ」を配したと記す。

【本文】

一 石鳥居 壱基

案するに、南嶺子^ニに曰、鳥居の事、異説多。列仙伝^ニにのせたる華表の故事などへかけ、直に華表、華標の字を用る^ミ人さへ有。爾雅^四第四釈宮篇に曰、鶴棲於弋為揅鑿垣而棲為峙。疏曰、弋櫛也云云。詩曰、鶴棲干桀といふ即是也。字彙^五に、櫛、其月切、門中櫛為闌又木断即弋也、と註せり。鶴棲の号、因て来れる事久しう。吾大日本、古來より上長押^セと其上との間に小柱^ハ有て是を鶴居^ルとよぶ。即鶴棲于桀の處にして、水鳥の名を用ひ火をふせぐの祝とす^一。類聚雜用^{ハニ}に、母屋寝殿の指^{カギリ}図をのせたるにも人家に鳥居の号あり。神社の惣門是より社地といふ限をしめす物に、笠木^ニとその下との間を鶴棲とす。

俗に、通し安き為に鳥居とも書けり^二。全体の名にはあるべからず^一。
伊弉諾尊伊弉冉尊二柱の故事^{一五}にかけて鷄棲を説の属は論ずるにたら
ず。

明暦年中造當之棟札左に記す。

聖主天中天 遷陵頻伽声

×上棟^{一六}

哀愍衆生者 我等令敬礼

鎮西路肥之後州、菊池郡隈府庄北宮大明神、元是謂勸請阿蘇十二宮之一社也。創建之濫觴、其間久遠而不知何年何月也。綿時邈歲而柱根摧朽、梁棟傾^{一七}斜、寢逮于荒廢焉、^{重次}覲之不忍、累歲有欲再興之微意、而果素願也。今時何時乎、一天治平、四海安泰、而政化達閭里、德沢及庶民、是以郡内府中村市之貴賤、一志戮力、而涓流成海、纖芥^{一八}為山、修造財用以備也。今茲春二月中浣資始、秋九月上旬終成風之功也。我願既滿衆中望亦是^{一九}矣。

所奉 仰冀

國君万歳 家臣千秋 為頌祝日 穆々^{一〇}神德

妙用無辺 黎民豐樂 國家安全 世仰春日

道則堯天

子孫久保 君臣万年 和光常照

成風永扇^{重乞}願主一族并菊池郡隈府町中、各々助縁之衆輩、子々孫々、繁茂昌榮、福壽增長、至祝珍重、禳災祈禱、如意安穩而已焉 時明暦二年龍集九月吉日欽當之

郡司	佐分利次郎兵衛尉氏久
社司	鶴田仁右衛門尉 隆次
郡吏	河原埜左衛門尉 吉久
匠氏	宗喜三右衛門尉 重知
小工	拾五人
郡吏	西寺徳兵衛尉 勝昌
願主	宗善右衛門尉 重次

【註】

『南嶺子』は、多田南嶺の隨筆。第五十三項に当該の記事を載せる。補註一参照。

二 通常、『列仙伝』といえど、漢の劉向の撰とされる仙人の伝を集めた書をさすが、現行のテキストには「華表の故事」にあたるもののが見当たらない。明、王世貞撰の『有象列仙全伝』あたりが載せる丁令威の故事を指すか。補註二。

三 『書言字考節用集』は「華表」「鷄栖」「鳥居」に「トリキ」のよみを宛て、「華表」の註に「桓表」の表記を追加している。

四 『爾雅』は中国最古の字書。安永八年の和刻本によれば「鷄棲^{スムラ}於弋^ニ為^{ケント}撲^テ鑿^{エシヲ}而^ヲ棲^{シテ}為^{シテ}壇^レ」（なお正しくは枳宮第五）。ただし、後続の「疏」の記事からわかるように、ここでは宋、邢昺による『爾雅注疏』を引く。「疏」には、「…弋櫛也…又曰鷄棲于桀是也」とある。

五 明、梅膺祚撰の字書。最初の画引き字書。「概其月切」は、「概」字の音を反切（はんせつ）により示したもの。「其」の頭音と「月」の韻を合わせ、「概（ケツ）」の音になることを示している。寛文十一年の和刻本によれば「門中櫛為闌^ト、又木段即杙^{ナリ}也」とし、門の敷居部分に渡す横木を「闌」とよび、櫛が小さな木片になると「杙」とよぶとの意味。

六

鷄が棲むことをもつて「とりゐ」と名付ける、その由来は古いとの意であろう。

七 長押は、柱と柱との間を繋ぐように、水平に横から打った部材。上下にある場合、上部の方を上長押と呼ぶ。

八 底本、木偏でなく人偏を作るが、諸本および『南嶺子』により改む。

九 褓などのために開口部に水平に渡された横木。敷居と対になる。

一〇 水鳥を火除けのまじないとして、鴨居を称したとの説は、貝原益軒『日本釈名』上に見え、「鴨居 なげしの下、戸の上の横木也。かもは上也、いは板也。又鴨は水鳥也、昔火災のまじなひに鴨の居たるかたちを作りしにや」とある。

一一 「抔」は『書言字考節用集』に「抔（ナド）」とし、併せて「本朝語之辞○／今按宣^レ用^レ等字」と註する。「類聚雜用」は『類聚雜要抄』。平安時代の貴族住宅における儀式次第に関する有職故実の書。同書には本来、図は含まれていなかつたが、元禄十七年（一七〇四）に、これを絵画化した『指図卷』が作られている。巻四の衣架（衣桁）の図の横木の所に「鳥居木」と記されており、これを指すものと思われる。

一二 鳥居の上部に渡された横木。特に最上部の横木を指す。

一三 『日本釈名』上に、「鳥居 神門なれば通り入と云意也」との語源説が見える。

一四 今日、一般に鳥居と称するものの全体を鳥居と呼ぶのではなく、本来は笠木と鷄のとまる横木との間を、鷄のいる所という意味で「鳥居」と称するという理解。

一五

伊弉諾、伊弉冉の両神の故事とは、具体的には何を指しているかはつきりしない。

一六

「×」の中央部が切れている形の図形。「以」字に近い本もあるが、ひとまず「×」とした。

一七 底本「頃」に作る。諸本により改む。

一八 底本「芬」に作る。諸本により改む。

一九 大江田家本、内閣本「足」。「足」の方が意が通じやすいが、「是」も「寔」に通じ同義とみなし、底本のままでする。

二〇 底本一字目は「ノ木偏に貢」字を書き、二字目を「彑」と踊り字を続けて記した字形で記す。諸本により改む。

【訓読】

鎮西路、肥の後州、菊池の郡隈府の庄、北宮大明神、元は是れ阿蘇十二宮の一社を勧請すと謂ふなり。創建の濫觴、其の間久遠にして何れの年何れの月なるやを知らず。綿時邈歲

にして柱根摧朽し、梁棟は傾斜し、寝は荒廃におよぶ。重次、之にあふて忍びず、累歳、再興を欲するの微意有りて素願を果たすなり。今時何れの時なるか、一天治平、四海安泰にして政化は閭里に達し、徳沢は庶民に及ぶ。是をもつて郡内府中村市の貴賤、志を一にして力をあげ、涓流も海と成り織芥も山となり、修造の財用以て備はるなり。今茲春二月中浣資始し、秋九月上旬成風の功を終ゆるなり。我が願ひ既に満ち、衆中の望みもまた是れり。

仰ぎ冀ひ奉るところは、國君は万歳、家臣は千秋、為に祝日を頌へ、穆々たる神徳、妙用は無辺、黎民は豊樂、國家は安全、世は春日を仰ぎ、道は則ち堯天たり、子孫は久保し、君臣は万年、和光は常に照らし、成風は永く扇ぐ 重ねて乞ふ願主一族并びに菊池郡隈府町中、各々助縁の衆輩、子々孫々、繁茂昌榮、福寿增長、至祝珍重、禳災祈禱、如意安穏のみ。時に明暦二年龍集九月吉日欽んで當む。

【通釈】

鎮西肥後の国、菊池郡隈府庄の北宮大明神は、もとは阿蘇十二宮の一社を勧請したものが、創建の起こりはもはや遙かの昔で、何年の何月であつたかも判らない。遙かな歳月を経て柱は碎け朽ち、梁棟は傾き、神殿は荒廃するあります。私、宗重次はこれを見ると忍びず、幾歳もの間、その再興をひそかに願つていたが、ようやくに願いを果たすことができた。今この時をいかなる時とすればよいか、天下は一つに治まり、世は安泰、政治と教化は民間に行きとどき、徳のめぐみは庶民にまで及んでいる。かくして、郡内府中市村の貴賤が心をひとつに、力を合わせ、細流が海となり塵芥が山となるごとく、ようやく修造のもとでが備わるに至つた。今年春二月中旬に始め、秋九月上旬には優れた技術のおかげみごと完成を見るに至つた。私の願いは叶い、衆人の望みも満たされた。

仰ぎ願い上げるところは、國主、家臣の長久。それが為に、このめでたき日をたたえる。うやうやしき大明神の神徳、その靈妙なるはたらきは無限、(そのおかげで)民は豊かに楽しみ、国家は安全、世は長閑な春のごとき日々を享受し、(國君の)道は聖王堯の道のごとく、子孫は永く続き、君臣は永久に榮える、大明神の暖かな光は常に我らを照らし、北宮の威容は永く教えの風を扇ぎ吹かせることでしよう。

重ねて乞いますのは、願主の一族および、各自が助け合いこの業をなした菊池郡隈府町の人々、そしてその子孫たちの繁栄と、福寿の増長、この上なき幸い、そして災いを除き福音を祈るばかりである。時に明暦二年九月吉日、つつしんで當みます。

【補註】

補一 『南嶺子』卷三には以下の通り。

鳥居の事異説多く、列仙伝にのせたり。華表の故事などへかけ、直に華標、華表の字を用る人さへあり。爾雅第四、釡宮篇曰、鵠棲於弋一為レ揥、鑿レ垣而棲為レ時。疏曰、弋櫛也云々。詩經に鵠棲于桀といふ、即是なり。字彙に櫛其月切。門中櫛、為レ闌又木段即弋也と註せり。鵠棲の号因て来る事尚し。吾大日本古来より、上長押と其上との間に小柱ありて、是を鴨居とよぶ。即鵠棲于桀の処にして、水鳥の名を用ひ火をふせぐの祝とす。類聚雜用などに、母屋侵殿の指図をのせたるにも、人家に鳥居の号あり。神社の惣門是より社地といふ限をしめす物に笠木とその下と

の間を鳥棲トリキとす。俗に通じやすきたために、鳥居トリキとも書り。全躰の名にはあるべからず。伊弉諾尊・伊弉冉尊二柱の故事にかけて鳥栖トリキを説の属タケイにて論にたらず。

補二 『有象列仙全伝』に「丁令威、本遼東人。也学道於靈虛山^ニ。後化シテ鶴帰集ト華表ニ而吟シテ曰、有レ鳥有レ鳥丁令威、去テ家千歲今來歸、城郭如ニシテモトノ故人民非、何不ソシテ學レ仙塚纍纍タル」（慶安三年版本）とあり、同版本には一本の柱に鶴のとまる絵を載せる。これだけでは、「華表」と鳥居はつながらないのだが、この「華表」と鳥居を結びつける考えは既に鎌倉時代には発していたようで、『和漢朗詠集』雜「鶴」に収められた「鶴帰旧里丁令威之詞可聽」の一句への註として、多武峰の住僧であつた永済が記すところによると、「(丁令威ハ)仙ヲエテ、山ニ入テカヘラズ。後ニ千歲ヲヘテ、白鶴トナリテ、フルサトニカヘリキタリケリ。ソノフルサトヲバ、遼城トイフ。ソノトコロニ花表アリ。花表トハ、今ノヨニ、トリキト云モノニヤ」（『和漢朗詠抄注』）とされる。

【本文】
右棟札裏書左に記す

肥後州菊池郡隈府庄 北宮大明神社檀并拝殿再興之事
明暦二年丙申秋九月吉旦 隈府町

宗善右衛門尉重次謹造

現住常光教寺沙門惠然日芳誌焉

小比丘世姓赤星氏菊池之庶流有隆一之苗裔也
此社則生縁之產宮神ニ矣

令閑此舉染頑筆云ミ

又云、如此表書誌、今神殿拝殿二字、既今成就畢。多年之四本懷、今時滿足矣、然處遠慮於遐代、積居而必復可破壞。是以欲於末代為再興、白銀百目、為修理添置者也。此利銀年々無滯事者、此頭何永代可退転哉。誠是偏仰神之威風、殊賴衆之崇敬者也。仍而如件。

宗善右衛門尉重次

【訓読】

肥後の州菊池の郡隈府の庄、北宮大明神、社檀并びに拝殿再興の事

明暦二年丙申、秋九月吉旦 隈府町

宗善右衛門尉重次謹んで造す

現住、常光教寺沙門 惠然日芳誌す

小比丘、世姓赤星氏、菊池の庶流有隆の苗裔なり
此の社、則ち生縁の產宮神なり。

今、此の挙に閑はり頑筆を染むと云

又云ふ、此の表書に誌す如く、今の神殿・拝殿の二字、既にして今成就し畢んぬ。多年の本懐、今時満足す。然る處に遠く遐代を慮れば、積居すれども必ず復た破壊すべし。是を以て末代に再興を為さんと欲し、白銀百目、修理の為に添え置く者なり。此の利銀、年々滯ること無くば、此の頭、何ぞ永代退転すべけんや。誠に是れ偏に神の威風を仰ぎ、殊に衆の崇敬を頼む者なり。仍て件の如し。

宗善右衛門尉重次

【通釈】

肥後国菊池郡隈府庄、北宮大明神、社檀并びに拝殿再興の事

明暦二年丙申、秋九月吉旦

隈府町

宗善右衛門尉重次が謹んで造作いたしました。

常光教寺に現住の沙門、惠然日芳がここに誌します。

拙僧は世姓は赤星氏、菊池氏の庶流で有隆の末裔。

この社はすなわち当地のうぶすな神である。

いま、この造宮にかかわったことを縁として、つたない筆をふるうものです。また、この表書に記すように、今の神殿と拝殿の再興は、かようにして今、成就し終えた。多年の本懐もいま満足を得ることができた。しかしながら、遙か後に思いを馳せれば、蓄えおきはしても必ずまた損壊にいたることであろう。それを考慮し、末代においてまた復興をはたさんがために、白銀百目をその折の修理の目的で添え置くものである。この利息が毎年滯ることがなければ、永くこの社頭が衰退することなどあろうか。心からひたすら神の威光を仰ぎ、民衆が神に寄せる崇敬の念を頼りとするばかりである。よつて、以上のとおり。

宗善右衛門尉重次

【註】

卷一「赤星三郎有隆屋敷」の項、註一参照。

『易林本節用集』に「産宮（ウブスナ）」。

三　ニ　底本、この一行、行間書き入れの形をとる。諸本により本行とみなす。頭の「令」字は『肥後国誌』に就けば「今」。「今、此の挙に閑わり、頑筆を染むと云ふ」が通じやすいか。

四　底本「也」に作る。諸本により改む。

【本文】

同社鐘銘左二記ス

肥之後州菊池郡北宮大明神鐘銘並叙

仏以一音演説法、衆生隨類各得解^{トコロ}、夫至教之所以宣伝也、所以鼓舞也、莫大於聲音海中乎哉、若或^ニ聞無聞聞、見不見見、証無証証、則非痴吻之所^ニ敢鬚鬚也、雖然、去仏世二千六百余年、遠而遠矣、澆漓浮虛、少

信少根、伝而知焉者、見而知焉者自証自得者亦鮮焉、不見楞嚴会上仏勅大聖文殊、而令抆二十五大士所証円通、文殊承慈旨、一々点検、将来唯以觀音菩薩所証之法門、為円真実者、寔有以哉、有客問曰、然則余聖皆非耶、云不也。如此土耳根最利、經四曰、今此娑婆国、声論得宣明、是故被未來世方便門、以此根而修円通。超余者軒知棟異五、余聖者如斯而已矣。拠本而論之、則二十五大士都無異同、無優劣矣。耳識可見、眼六根可聽、六根互大小円融、而事外無理、理外無事。毫端含巨海、芥子納須弥、淨名之鉢饗七万口、寶積之蓋覆大千、是豈善巧方便乎、宛爾而然耳、夫復是彼非此哉、聞者肅然曰、遂哉言也、豈易聽乎、我鄉有神祠、靈感妙應、崇信之者、罔不蒙褫、鄉之豪族重次、以無簾鐘介于懷、一日奮然、而募一鄉善信男女、翻所搏翕然隨忬者多、竟鑄洪鐘一口、以借晨昏。然未有銘刻、請勒前之言、以為銘辭、不亦可耶。予曰、文辭莊麗、變態奇巧、非吾所也、而見義非無勇、且又為八結勝緣一舉者乎也

銘曰

我大医王	獨尊三界	應病設方	誠昏卒怠
機境冥運	円心自在	萬靈蠢然	如鼓如聳
棟真圓通	除煩惱蓋	六用利勲	耳根為最
梵鐘所施	是福聚海	外淨內空	形頑響快
妙耳妙音	匪對所對	或默或言	施會不會
忽推刀輪	頓九脫縲械	令阿顰迦	免障性罪
防心離貪	証真發解	迷湯教令	倚乃賴乃
山吐晴光	翠光如画	林漏月輝	清輝似珠
洫乎闕宮	鐵紐以掛	屢祈屢忘	願轂無壞
寬文壬子夏四月	中笠○翁為銘刻之		
		治二工	藤原吉次
		隈府之住	
		宗善右衛門尉重次	
		募緣鐘並樓成	
		熊嶺沙門	
元都者熊耳山正觀寺住僧文英之事也	三	元都筆之	

【訓読】

「仏、一音を以て法を演説し、衆生、類に隨ひて各の解を得。夫れ、至教の宣伝する所以、鼓舞する所以なり。声音の海中より大なるは莫からんや。聞くを聞くこと無きに聞き、見

るを見ること無きに見、証るを証ること無きに証るが若或きは、則ち痴吻の敢えて髣髴する所に非ざるなり。然ると雖も、仏世を去ること二千六百余年、遠きにして遠く、澆漓浮虛にして、信は少なく根は少なく、伝へて焉を知る者、見て焉を知る者、自証自得する者も亦た鮮し。見ずや、楞嚴会上にて仏は大聖文殊に勅し、二十五大士の証る所の円通を択ばしむ。文殊は慈旨を承け、一々点検し、唯だ觀音菩薩の証る所の法門を以て、圓真実と為すを將ち来るは、寔に以有るかな」。客有り、問ひて曰く、「然らば則ち余聖は皆非なりや」と。云はく「しからざるなり。此の土の如きは、耳根、最も利なり。經に曰く、今此の娑婆國、声論にて宣明を得と。是の故に未來世の方便門を破りて、此の根を以て円通を修む。余を超ゆる者は、軒の棟と異なるを知る。余聖なる者は斯くの如きのみ。本に拠りて之を論ずれば、則ち二十五大士は都な異同すること無く、優劣無し。耳識も見るべく、眼根も聽くべく、六根は互ひに大小円融し、事の外に理無く、理の外に事無し。毫端も巨海を含み、芥子も須弥を納る。淨名の鉢は万口を饗かしめ、宝積の蓋は大千を覆ふ。是れ豈に善巧方便ならんや。宛爾として然るのみ。夫れ復た彼を是として此を非とするものならんや」と。聞く者肅然として曰く、「蓬きかな言なるや。豈に聽き易からんや。我が鄉に神祠有り。靈感は妙応にして之を崇信する者、襯を蒙らざるは罔し。鄉の豪族重次、簾鐘の無きを以て懷に介し、一日奮然として一郷の善信男女を募る。翮の搏つ所に翕然として隨応する者多し。竟に洪鐘一口を鋤し、以て晨昏を借ぬ。然れども未だ銘刻有らず、勒前の言を以て銘辭と為さんと請ふ。亦た可ならざらんや」と。予曰く、「文辭莊麗、変態奇巧なるは吾がする所に非ず。而れども、義を見て勇無きにも非ざれば、且つ又、勝縁を結ぶ一挙と為す者ならんか」と。

銘に曰く、

我が大医王 三界に独尊し 病に応じて方を設け 昏まよひを誠め怠りを卒す
機と境とは冥運し 円心は自在 万靈は蠢然として 鼓するが如く曠なるが如し
棟は真に円通にて 煩惱蓋を除く 六用は利勲なるも 耳根は最たり
梵鐘の施す所 是れ福の聚る海 外は淨く内は空にして 形は頑なるも響は快し
妙耳の妙音 対と所対とに匪ず 或ひは黙し或ひは言ひ 会と不会に施す
忽として刀輪を推して 繩械を頓脱す 阿顰迦をして 性を障するの罪を免れしむ
心を防ぎ食を離れ 真を証り解を發す 迷湯なる教令は 倚なるや頼なるや
山は清光を吐き 翠光は画の如し 林は月輝を漏らし 清輝は珠の似し
漚乎たる閻宮に 鉄紐以て掛く屢ば祈れば屢ば応じ 轟の壊つこと無きを願はん

【通釈】

「仏は同じ一つことばで法（おしえ）を説いたが、衆生は各々におのれの分に応じて理解を得た。これこそ優れた教えが広められ、教えに向かう人々の心を鼓舞することができた理由なのだ。それは『華厳經』にいうごとく法海中の偉大な声に他ならないものだ。もし、聞くことに執着しない聞き方で教えを聞き、見ることに執着しない見方で教えを目にし、悟ることに執着しない悟り方で教えを悟るということは、愚かで説法の下手な者は真似る気にすらならないものだ。とはいえ、仏の世から二千六百年以上もたち、仏の世は遠い上にも遠く、皮相的で浮薄な現世では、仏の教えを信ずる者は少なく、教えに適う機根を持つ者は少なく、仏の教えを伝え知る者も、見知る者も、自身の力で悟りを得る者

も少なく（ことばで教えを伝えないわけにはいかないことに）なつてしまつた。知つていいだろうか、楞嚴会において、釈尊は文殊に命じて、「二十五人の大士がそれぞれ悟つた「円通」を択ばせた。文殊は仏の慈旨を受け、一つ一つ検証し、觀音菩薩が悟つた法門こそが完全なる真実の機縁とした。まこと、それも根拠のあることだ」と。すると或る者が尋ねていうには、「それでは觀音菩薩以外の聖人は、みな間違つていたということなのでしょうか」と。「そうではない。この世界では、衆生は耳根がもつとも優れているのだ。楞嚴經に、「いま、この娑婆世界の人々は、ことばによる方便の教えのおかずがすることができる」とある。それゆえ、未来世において、ことばによる方便の教えのかげで、その機根のままに円通えんつうを修めるのである。他の聖人より優れた者（觀音菩薩）は、軒と棟との違いを知つている『三』、ということなのだ。それ以外の聖人といつても、違ひはその程度のものなのだ。根本的なことから論ずるならば、二十五人の聖人すべてに違ひなどなく、優劣の差もないのだ。根本的悟りの境地では、誰もが耳をもつて見、眼でもつて聴くなど、眼・耳・鼻・舌・身・意の六つの器官の働きは、融通無碍となり、現象の外に真理はなく、真理の外に現象があるわけでもない。毛先に巨海が含みこまれ、芥子の中に須弥山世界が納まつてしまふ。維摩の鉢は万人の口を満たし、仏に獻じられた七宝の宝蓋は大千世界をも覆い尽くしたという（維摩經仏國品）、これは理事無碍の真理を表現した巧みな教化の方便にほかならないではないか。まさに、このようなものなのだ。どうして觀音菩薩のみを是とし、その他の聖人たちを否定することなどあるうか」と。聞いていた者は畏れ謹み、こう言つた。「なんと奥深いことでしよう、言葉による教えとは。どうして簡単に聞くことができましよう。この菊池の郷には神の祠があり、靈驗あらたかで、これを崇め信仰を寄せる者は、誰もが驚かざるをえません。村の有力者である重次は、鐘柱に鐘が下がつていないうことが常に気に掛かっていたので、ある日奮い立ち善信男女を募るや、その声に応ずるごとく賛同する者が多く集まりました。こうして大鐘一口を鋤るに至り、朝夕の時を告げることになりました。ところが、いまだ銘は刻まれてはおりません。鐘に刻むべきことばをいただけませんでしようか。だめでしようか」と。私は云つた。「文を飾り奇を衒うのは私の得手ではない。だが、義を見て勇なしというわけにもいかない。かのように一文を草するのも、よき結縁のわざとなろうか」と。

銘に曰く。

我が大医王（仏）は、この三千世界に独り優れて尊く、病に応じて教えを説き、我々衆生の無知蒙昧を諒め、怠惰を止めさせてくださる。

衆生の機根と教えの境地とは、自ずと相応じ、その完全なる心は自在である。万物は様々に蠢き、それに応じて或いは音声で諭し、或いは無言で諭す。

教えの主軸こそが完全なる悟りで、煩惱の覆いを除き去る。六根のはたらきは優れて偉大だが、耳根こそが最も優れている。

梵鐘のあるところは、福が集まる海。鐘の外は清浄で、内は空っぽ。形態は硬いが、響きは快い。

耳に美しい妙音は、主客の対立を超越し、時に黙し時に語り、教えを理解する者にも理解しない者にも、均しく施される。

梵鐘の音は忽として刀輪を振るい、心を枷から抜け出させる。機根の腐れた者をも、その仮性を妨げる罪から免れさせる。

心を迷いから防ぎ貪欲を離せさせ、真理を悟らせ心を理解させる。人の心をとらえて放さない教えは、誠に頼りがいのあるものだ。

梵鐘のある山は明るい光を吐き、その翠光は絵のようである。林を漏れる月光の輝き、それはまるで宝珠のよう。

物静かな宮の内に、鉄紐をもつて梵鐘を掛けよう。祈れば祈るほどに応えてくれる、梵鐘の支えが永く壊れることのないように願うばかり。

寛文壬子（十二年）夏四月 中笠翁銘を作りこれを刻む

铸造者 藤原吉次

隈府の住人

宗善右衛門尉重次

仏縁を募り、ここに鐘と鐘楼が成りましたこと

熊耳山の沙門元都がここに筆を執り記し置きます。

元都は熊耳山正觀寺の住僧文英のことである。

【註】冒頭の一句、『維摩經』等に見られる、教学上名高い句。

底本「或」字欠。諸本により補う。

「所」字、底本および諸本とも、「肩」の「月」部分を「且」に置き換えた字で記す。
いま便宜的に肥後文献叢書本に倣い「所」字を充てた。

下に引かれる「今此娑婆國、聲論得宣明」の句は、『楞嚴經』中の文殊の偈。

底本「畢八」、東洋文庫本「異八」。他本により「異」に訂す。

底本「眼」脱。諸本により補う。

底本「厭食」の二字を作る。諸本により改む。

底本、丁の表裏をはさみ「為」字重複。諸本により、衍字とみなし一字削除。

底本「肆」の旁を「貞」に置き換えた字を作る。諸本により「頓」に改む。

一〇 底本および東洋文庫本、「笠」字を竹冠に「工」字にする。大江田家本は「望」。

いま便宜的に内閣文庫本と肥後文献叢書本に倣い「笠」字を充てる。

一一 底本「治」を作る。内閣文庫本および肥後文献叢書本により「治」に改む。

東洋文庫本、この末尾の一文を前行の「元都筆之」の下に割り注で記す。

二三 教えの根幹部分と、そうでない部分とを説明しわけることを知っている、という」とか。

【本文】

一隈府町は此宮を九月九日に祭る。北宮村は十月廿一日に祭る。御きぬ替は十月廿一日に有。

一九月九日の御神楽入料_ニを、昔は 両西寺村 野間口村 神来村 山崎 製裘尾 玉祥寺村 高野瀬 正觀寺村 輪足 片角 今村 赤星 深川 大林寺村 北原 右之村々より年行司_ミを立て奉納有しが、近

き比に至ては、沙汰絶てやみしと承る。

一昔は社領、片角村内、今水車有る近所に有しと承る。飽田郡半田村より、昔当社を勧請し奉りし末社有^四。勧請三月にて有し故、以前五月五日に三番の神樂有けるに、半田村より御供米^五として式拾五石宛^六奉納有しとぞ。此祭斗^七は今にのこりて、五月五日を宝暦年中八願替、三月九日に成る。

一御神殿之御番神、殿内に皆書記有^九。大願主藤原朝臣武朝^{一〇}、願主宇治氏女慈俊、応永癸未^{一一}六月朔日、或は大願主はみな武朝と書て、願主藤原道利と有も有り。何れも応永癸未六月朔日と記せり。此内に山崎靈社大明神の御神体有。是菊池系図に出る所の大夫將監隆基公の御神像也^{一二}。昔は山崎村に在しといへども、其所不分明。今に至ても山崎村之者、当社に祭る時は末社に居ます山崎宮を先拝して、次に当社を拝すと云。今の末社、いにしへは深川・北宮、両村之間に有しを、北宮村庄屋源左衛門代に、社内に移し相殿^{一三}に成す。中央は山崎宮、東の壱番は八幡宮、同二番は新宮、西の一番は若宮、同式番は春日大明神也。

一御神殿の靄田長永の木像、僧形也。是は社司の入道したるなり。吉田兼好、鴨長明の類なるべし^{一四}。其後之社司も木像有。俗体なり。長永は武政公の御婿と云。長永の妻、すけ姫の墓、両村内に有。

一錦の旗、軍配団扇、奉納の年月未聞。軍配団扇は今に伝れり。錦の旗は紛失す。征西將軍^{一五}奉納と云。遺物の条下に図有^{一六}。

一今、櫛子岩間戸、豊岩間戸^{一七}居ます門、即菊池氏の時立し儘也。折々柱の根切^{一八}有し故、卑くなり侍る。

一建立の永和四年より寛政六年迄^{一九}四百十五年に成る。
一九曜桜^{二〇} 御紋附挑灯^{二一}式張、松平讚岐守様、御前様、八重姫様^{二二}より御寄進。時に宝暦三酉年^{二三}九月六日也。

【註】

一 ご神体の神衣を取り替えることか。『改訂綜合民俗語彙』によれば、大分県に屋敷神の小一郎にオキヌといつて紙で神衣を切り抜き供える行事のあったことを記す(「オキヌ」項)。また、鹿児島には田の神を家に迎えるにあたり、神体の石に添えた白紙を取り替える式のあつたことが記される(「シモツキマツリ」項)。

二 必要経費。

三 一年任期の世話役。

四 三年任期の世話役。
五 関係がはつきりしないところがあるが、半田村に北宮の末社があり、それを勧請した社が片角村の社領にあつたということであろう。『肥後国誌』の半田村の項には、「北宮

大明神宮」のあつたことが記されている。

神に供える米。『書言字考節用集』に「供米（グマイ）」。

『書言字考節用集』に「宛（ヅヽ）」。

「斗」は「計」とも。この祭だけは、の意。

宝暦は、一七五一六四年。

番神は、古くは法華經などを一日交替で守護するという神々を指していたが、この時代には神殿を守護するものと意味が変容していったのかもしれない。神殿内に、守護の神々についての記録があつたという意味であろうか。

卷六所収の「菊池系図」中の十七代菊池武朝。

応永十年（一四〇三）。

これも本書卷六所収「菊池系図」に、初代則隆の子、政隆の男に隆基を記し、「大夫將監、山崎靈社大明神」と註記する。

同じ社殿に複数の神を祀ること。

「社司の入道したる」例として、兼好・長明を挙げる。江戸時代には、「隱士兼好は吉田の社司左馬頭ト部の兼顕が男、大織冠鎌足公の後裔なり」（享保十二年刊『奈良比野岡』巻上）と記されるように、京都吉田神社の神官の一族とみなされていた。ただし、現在ではこの説は完全に否定されている（小川剛生『兼好法師』）。また鴨氏は、代々賀茂神社の神官の家で、長明の父長繼も下鴨神社の正禰宜を務めたが、長明自身は神官になることはなかつた。

征西將軍のこと、本書卷一・旧跡「内裏尾」の補註参照。

一五

本書卷七に軍配の図を掲げている。

一六

本書卷一・旧跡「内裏尾」の補註参照。

一七 『古事記』の天孫降臨の条には、天石戸別神（あめのいはとわけのかみ）の別名として、「櫛石窓神（くしいはまとのかみ）」「豊石窓神（とよいはまとのかみ）」の名をあげ、「御門の神」と説く。これでいくと異名同神ということになるが、『古語拾遺』『延喜式』では、「豊磐間戸命・櫛磐間戸命の二はしらの神をして、殿門（みかど）を守衛（まも）らしむ」（『古語拾遺』）というように、二柱の神である。いずれも門を守護する神。

一八 柱の根もとが朽ちたのを切つた、という意味か。建築用語の「根切り」であれば、基礎造りのため、あるいは地下空間のために地面を掘削することだが、「折々」にそのような規模の工事が行われたとは考えがたい。また、江戸時代にそうした建築用語を用いた明証も得られてはいない。

一九

永和四年が一三七八年、寛政六年が一七九四年。

二〇 「九曜桜」の紋であれば、中心の桜花を取り囲むように八つの桜を配した紋もあるが、ここは「九曜」紋と「桜」紋双方を配した提灯か。いずれも熊本細川家の家紋。『寛政重修諸家譜』には、細川家の家紋として松蓋菱、二引両、桐、九曜、桜を挙げており、「九曜をよび桜の紋は、越中守忠興がときより用ふといふ」と記す（巻百五）。

二一 『書言字考節用集』に「挑燈（テウチソ）」とし、「俗此字ヲ用ルハ謬乎」と注す。

二二 宝暦三年当時の松平讚岐守であれば、讚岐高松藩主の松平頼恭か。御前様は細川重賢、八重姫は未勘。

二三 一七五三年。この年の干支は癸酉。

【本文】

松尾宮

一木野本分村に有。上七社の四番に立せ玉ふ御神也。^一 延喜式神名帳^ニに云、山城国葛野郡松尾神社一座、大山咋神一座、胸形中津大神一座也。人皇四十二代 文武帝、^{大宝元年}泰都理始建神殿^三云。一品儀同三司所作の二十一社記^四云、松尾社垂跡の縁記、鎮座の時代、古記不慥。又云、比叡の神同体歟と見へたりと云々。大同元年九月廿九日、此所に御影向といふ^五。永正十一年、豊後国大友修理大夫源義長、祈願の事有之。社田寄付^{キフ}之状有之^六。

御当家^七御尊敬之社也。五穀成就の御祈禱、年毎に行はる。本分、龍徳、池田^八、道場、米原^{ヨナ}、木山等の氏神なり。然ども、御社之修覆は氏子よりいたす事なし。御上よりの嘗也。五穀成就の御祈り有る社なれば、此御神の御恵みも郡中の人々に加はらざるはなし。郡中の人はつまびらかに察して、をろそかにおもふべからず。御國中の酒家、格別に信仰す^九。是其由緒あらん。予未聞。大同式年より寛政六年迄、九百八十八年に成る。祭礼は九月廿九日也。

四宮大明神

一下河原村に有。阿蘇宮勧請也。人王五十一代 平城天皇の御宇^{一〇}。大同二年九月十三日、前国司肥後守栗田鷹守朝臣^{一一}の奏聞に依て、紀熊人^{一二}阿蘇第四宮比咩御子大明神^{健磐童命之、河原媛宮也}、河原村金靄山に勧請^{一二}。後三条院延久二年、菊池左近将監藤原則隆朝臣^{一四}肥後を賜り菊池に下向深川菊城^{居ませり}に之後、当社再興。菊池二代右近太輔経隆朝臣^{一五}祭田数頃^{一六}御寄附寄進状^{宝永之比、焼失}以降代々崇尊之。大永享禄^{一七}之比漸及破壞、于茲城越前守親冬^{一八}歎之加修覆。時に天文年中也^{自三年一九、至三年一九。}菊池家没後、加藤氏入国之後、家臣佐々備前^{一〇}給之時、祭田被沒收。爾來^{二一}は河原一村之産神^{二二}と相成申候。神職は大同以来、日置氏代々相勤ると承る。祭礼は九月十三日也。寛政六年迄九百八拾八年に成る。

三

【註】

一 本文ではわかりにくいが、『菊池温故』に、「当社は山城国嵯峨の松尾七社の内一社、大同二年九月廿九日御影向と云」とあり、嵯峨松尾七社の四番目の神が影向したことを記

すものと思われる。ただし、「七社」にはいくつかの説があつたようで、『雍州府志』（貞享三年刊）には「田心姫命・湍津姫命・櫟谷神」を「北ノ本社」とし「三宮・四太神・宗像・衣手」を加え「七所之本社」とすると云い、『山城名跡巡行志』（宝暦四年跋）は「大宮・月読ノ社・櫟谷社・三ノ宮・宗像ノ社・衣手ノ社・四ノ大神」を「松尾七社」とし、『都名所図会』（安永九年刊）には「月読社・櫟谷社・三の宮・宗像社・衣手社・四大神・当本社」を「松尾七社」とする。いずれにせよ、四番が何社を指すのかははつきりしないのだが、『肥後国誌』所引の「社記」によると、「松尾大明神七社ノ内、胸方中津大神一座ヲ木野郷岩熊ニ勧請」とあり、宗像社のこと。四番とすることは、あるいは『菊池温泉故』の「内一社」を「四社」と読み誤った可能性もあるか。

二 延喜年間に醍醐天皇の命により編纂に着手された古代法典。特に神名式は中世以来、「延喜式神名帳」とも呼ばれた。ただし、『延喜式』には「松尾神社二座」とはあるが、以下の本文に対応する記述はなく不審。『延喜式』に註を付加した註釈本の類によるものか。

三 平安時代の儀式書『江家次第』卷六「松尾祭」に、「松尾祭、旧事本記云、大山咋神、此神者坐_二淡海國之比叡山_一、亦坐_二葛野郡松尾_一云々、大宝元年秦都理始造_二立神殿_一、：（下略）」とあり、「泰」は「秦」の誤写もしくは誤読と思われるが、ひとまずそのままとした。また、本文後述の「比叡の神同体」の説も、このあたりに発したものであろう。

四 北畠親房の著。朝廷から特別の尊崇を受け、奉幣に預かつた二十一社の由緒を記したもの。一品儀同三司とは、従一位の准大臣（儀同三司は准大臣の唐名）に至つた親房を指す。同書「松尾社」の項には、「松尾社、垂迹ノ縁起、鎮座ノ時代、古記不_レ慥。常ニハ賀茂ノ別宮ト申也。然而日本紀、旧事本紀等ニ不_レ見事ハ偏ニ難_レ用_レ之。上七社ノ第四列リ給。不_レ聊爾_一事也。旧事本紀ノ中ニ素盞鳴尊御子大歲神、其御子中、此神ノ御事見_レ給歟。比叡神同躰歟ト見_レタリ。人不_レ知事也。可_レ秘々々」とある。

五 大同元年は八〇六年。『肥後国誌』所引の「社記」には「大同二年九月廿九日」とする。本項目末尾には「大同式年より」と、やはり二年を起点に数えており不審。

六 大友義長は親治の男、続群書類從の大友系図によれば大友氏第十八代で、「母菊池木野氏、領_二豊後豐前筑後三ヶ国并筑前肥前肥後之内_一、永正十癸酉年八月十一日於_二府内館_一逝去」とあり、当地とは母方の縁があつたことが知られる。ただし、没年は本文の記載と齟齬をきたしており、『系図纂要』等に記す永正十五年八月十一日が正しい。本文中に記す「社田寄付之状」は、『肥後国誌』に「松尾神社所蔵ノ古文書」として記載されている。

七 熊本細川家。

八 底本「他田」を作る。諸本により改む。

九 山城の松尾社についてではあるが、江戸時代の地誌『雍州府志』に「縁起曰」として、「当社の神徳を弓矢の神と為し、社稷の神と為し、寿命神と為し、酒德神と為す。酒を醸する者専ら尊崇して酒福神と為す」（卷三、原漢文）と記す。

一〇 八〇六一八〇九年。

一一 延暦九年（七九〇）に肥後守（『続日本紀』卷四十、延暦九年三月九日条「正五位下粟田朝臣鷹守為肥後守」）となつてゐる。大同元年（八〇六年）五月に卒去（『日本後紀』卷十三、大同元年五月十日条「散位從四位下粟田朝臣鷹守卒」）。ゆえに、大同元年であろうと大同二年であろうと、九月の奏聞はありえない。

一一二 伝未詳。

一一三 『菊池温故』では「阿蘇十二宮之内四社菊池氏勧請」とし、本書の「第四宮」との理解とは所伝を異にする。井沢蟠龍『阿蘇宮記』にも、第四宮は比咩御子明神とされ「比咩神御子明神、健盤龍命ノ御女子」とある。

一一四 延久二年は一〇七〇年。この年に菊池氏初代則隆が菊池に下向したこと、卷六所載の系図にも見える。『系図纂要』にも、則隆の尻付けに「菊池大夫左近將監、從四下、延久二年賜「菊池郡深河村」とある。

一一五 則隆の男。『系図纂要』によれば母は葉室侍従清原親道女。

一一六 祭田は、神事、祭礼の費用に充てるための田。特に氏子たちによる寄付の田を指すこともある。また「頃」は田地の面積単位。大石久敬『地方凡例録』に、「漢土にては田数に歩段町といふことなく、歩畝頃といふ。我朝の歩段町に准ず。漢土の畝は本朝の反にして頃は我が町なり」(巻一下「町反畝歩之事」とあるのによれば、一頃は一町に同じ)。

一一七 一五二一—一五三一年。底本「録」字を作る。内閣文庫本により改む。

一一八 重岑の男(『系図纂要』)。

一一九 一五三三、三四四年。

一一〇 『系図綜覽』の「佐々系譜」には見えない。『加藤清正侍帳』によれば千壱石五斗取り。

一一一 『書言字考節用集』に「爾来(ソレヨリコノカタ)」。

一一二 うぶすな、うぶすながみ。土地の守護神。

一一三 底本、この面の上部余白に以下の書き入れあり。諸本、「四宮大明神」と次の「諏訪大明神」との間に「二の宮」を立項。

○二の宮

一一四 一岩本村に有。阿蘇二宮の勧請也。故事/未聞。九月十日に祭る。

【本文】

諏訪大明神

一一五 西寺村に有。九月十一日に祭る。延喜式神名帳に云、信濃国諏訪郡南方刀美社健御名方神也。大己貴の子右両神をいはふ也。

貴船大明神

一一六 一神來村に有。九月十五日に祭る。二十一社記に云、貴布禰社、賀茂の摂社也。延喜式神名帳に云、山城國愛宕郡貴布禰社クラヲカミ伊弉諾子云々、初は木船と書き、後、瑞験によりて貴布禰と改む。今此所にて貴船と書は宜しからざる歟。伊弉諾尊、軻遇突智を切て三段としたまふ。俗説に往古此御神舟に乗り来、此所に跡を垂給ふ。船を繋ぎたる木とて、社蔵と井手との間に舟形の池有

一一七 宮と貴布称とに御祈有事也。前杉大木有。今は植継有。船を懸たる跡とて、社蔵と井手との間に舟形の池有祭礼の時、神酒を備ふよし。

若宮

一夜間村に有。九月十八日に祭る。

阿蘇大明神

一西寺村に有。九月十九日に祭る。

天満宮

一上古閑村に有。九月廿四日に祭る。

若宮

一出田村に有。是は世上一統セ称する処之若宮にあらず。菊池一代経隆公の墓所也。是を若宮と崇む。

天満宮

一同村に有。九月廿五日に祭る。

天木大明神

一同村に有。杉森有て夏は水わき出る。多く田を養ふ。此御神は阿蘇の宮を勧請と云。

大隅大明神

一大林村に有。九月十五日に祭る。按るに、神社便覽ハに鹿児島神社、大隅桑原郡に有。是を大隅大明神と崇みたるには非らずや。

天満宮

一岩本村に有。九月廿五日に祭る。

乙姫大明神

一姫井村に有。九月廿六日に祭る。阿蘇乙姫勧請、清水の辺に森を御神体と崇む。因て姫井と名る也。

天満宮

一赤星村に有。はいたか天神と称し奉る。十月八日にまつる。昔、正觀寺八世寰中元志和尚九は、合志尾たり村の産に而此神に申子したといふ。夫一故にや、聰明才智有て、三度渡唐し、終に唐土にて死去と

いふ。柿原成道寺ニ之開山也。又、妙見ニに居たもふ筑前もニ、此神に祈願して奇異有ける。此社、菊池家勧請といふ。何の代といふ事未聞。

天満宮

一新古閑村にあり。十月四日まつる。

【註】

一 『延喜式』には「諏訪郡二座」として「南方刀美神社二座」と記すのみ。

二 『二十一社記』に「貴布禰社、賀茂ノ摂社也」。なお、以下において底本では「貴布称」とあるが、諸本により訂す。

三 『延喜式』には「貴布禰神社」の名を挙げるのみ。

四 後続の「大隅大明神」の項に引かれる『神社便覽』にも、「初作^{ハス}木船^ニ也、後依^テ瑞驗^ニ而改^ト貴布禰^ト」との註記が見られる。また、闇龕神を伊弉諾の子とする註記も同書に見える。

五 『日本書紀』神代上の巻に、「一書」の説として、火神である軻遇突智が生まれたことで伊弉冉が死に、それを恨んだ伊弉諾が「十握剣を抜きて、軻遇突智を斬りて三段に為す」（原漢文）とあるのを指す。

六 『日本書紀』では、「剣の高（たかみ）より垂る血」が化して闇龕となつたとする。谷川士清『日本書紀通証』には「闇龕^{クラオカミ} 輋龍火也」とし、「山城の国愛宕の郡貴布禰神社、此の神を祭りて同郡別雷の神社と共に祈雨の神と為す」（原漢文）と註す。

七 世間一般ほどの意。

八 『神社便覽』に、「正八幡宮 大隅国桑原郡鎮坐」とあるのを指すか。『神社便覽』は白井宗因の編。寛文四年の序跋があり、版本で広まった。

九 『事蹟通考』所引「合志系図」に小足三郎左衛門定重の子として記される。『肥後國志』の「成道寺万歳山」の項によれば、京都建仁寺、南禅寺を経て中国にわたり、帰国後菊池正觀寺に入寺。その後ふたたび渡明し彼地で没したとされる（一三四六一一四二八）。また、天満宮とのかかわりについても同書は、「其父常ニ天満宮ヲ信ジ菊池郡赤星村ニ勧請シテ男子出生ヲ祈ル」

一〇 『書言字考節用集』に「夫（ソレ）」。

現在の熊本市花園の寺。

東洋文庫本「妙見寺」。

内閣文庫本「筑前を」。「を」はあたらないと思われるが、この一節の背景は不明。

【本文】

八龍大明神

一寺町村にあり。十月八日にまつる。八大龍王^一と見へたり。

天満宮

一香加靄村^ニにあり。十月十日に祭る。

天満宮

一村田村にあり。十月三十一日に祭る。

八幡宮

一羽根木村に有。十月十一日に祭る。山城国岩清水の勧請。

熊野權現

一水次村に有。十月十一日に祭る。延喜式神名帳^四に云、紀伊国牟婁郡^{ムロ}速玉神社、速玉男^{ハヤタマノヲ}、事解男^{ワサナカノヲ}、伊弉冊^{イザナミ}と云々。熊野勧請といふ^五。

天満宮

一柏村^六に有。十月十一日に祭る。

八幡宮

一加恵村に有。十月十四日にまつる。

宝満宮

一岩本村^七に有。十月十四日に祭る。

天満宮

一大塚村にあり。十月十七日にまつる。

天満宮^八

一荒牧村に有。十月十七日祭る。

八幡宮

一深川村にあり。佐保川八幡宮と称す。委は菊池川の条に出る。十月十八日に祭る。

熊野權現、八幡宮、天満宮

一瀬戸口村にあり。三座相殿^九。十月十八日に祭る。

妙見宮

一上妙見村に有。十月十八日に祭る。百濟國済明王^{一〇}を崇むる由、一説には済明王の子三人来朝し、神と現じ給ふと。兩説如何と。洞音^{一一}の説也。或説に八代の妙見を勧請といふ、是正説ならん。

妙見宮

一山崎村にあり。十月十八日に祭る。八代より勧請。

觀世音

一北原村^{一二}にあり。十月十八日に祭る。則古への長福寺也。

天満宮

一土豊水村に有。十月十九日に祭る。

鷺宮大明神

一高田村に有。十月廿日に祭る。阿蘇一の宮勧請といふ。

五靈宮、天満宮

一藤田村にあり。十月廿二日に祭る。両社一所に御鎮座。案するに、五靈は御靈にあらずや。御靈、山城鎮座。御靈八所、吉備靈、崇道天皇、伊預親王、藤原大夫夫人、橘逸勢、文屋宮田丸、藤原広嗣、火雷天神也。神社便覽に出る^三。

地藏

一野間口村に有。十月廿四日に祭る。

天満宮

一今村に有。十月廿五日に祭る。

天満宮

一妙見村に有。十月十八日に祭る。又、八月廿五日にも祭る。

同

一高野瀬村に有。十月廿五日まつる。

同

一 北古閑村^{一四}にあり。十月廿五日にまつる。

同

一 南古閑村^{一五}に有。十月廿五日に祭る。

雲介龍別当大明神

一 岡田村^{一六}に有。十月廿六日十一月六日に祭る。或人曰、此社賀茂宮を勧請にてはあらずや。当は雷の誤にて、**雲介龍別雷**神にてはある間敷哉^{一七}。然共、額の文字誤るべからず。猶尋ぬべし。御神体は御夫婦也。裏に岡田大神と書し、神嶽山正善寺^{一八}、源寂判。祇園宮御夫婦相殿にて此裏にも源寂判と有。

天満宮

一 広瀬村に有。十一月二日に祭る。

同

一 四丁分村に有。十月十四日祭る。昔は村二つに分、一方は此天神を祭る。

同

一同村に有。享保十七年^{一九}子の年田腐の節、勧請。庄屋は清九郎代。此社、四丁分總領の社也。

森天神

一同村に有。十一月三日に祭る。塚原斗之氏神也。

塚原は四丁分内
之小名

八幡宮

一片角村に有。菊池川の上に有。十一月三日に祭る。鶴木八幡宮と称す。

天満宮

一 高島村^{一〇}にあり。十一月三日に祭る。

同

一 西寺村に有。十一月三日にまつる。

赤馬場大明神

一 茂藤理村三に有。十月四日に祭る。阿蘇二の宮勧請と云。

三

【註】

一 八大龍王は法華經序品に登場する、蛇形の龍王。日本においては水神信仰と結びつき雨乞いの神とされる場合が多い。

二 『肥後国誌』によれば原村内の小村。

三 二 底本「十一月」と記し、「一」の字に見せ消ちらしき跡あり。諸本を参照し「一」を削除。

四 『延喜式』には、「熊野早玉神社」の名を載せるのみ。

五 紀伊の熊野權現からの勧請との意であろう。

六 『肥後国誌』によれば原村内の小村。

七 底本等「岩木村」とするが、東洋文庫本に「岩本村」とある。『肥後国誌』記載の小村にも「岩木村」は確認できず、南通郷の「岩本村」と判断し改めた。ただし『肥後国誌』の同村の項にも「宝満宮」は見えず、次の南通郷伊萩村の項に「宝満宮」が記載されており不審を残す。

八 底本、前項の「天満宮」記事の下にこの一項を記す。脱落に気づいての補入であろう。東洋文庫本は、後続の「八幡宮」項の次にこの「天満宮」の項を立てる。内閣文庫本にない、記載位置を改めた。

九 同じ社殿に複数の神を祀ること。

一〇 底本「^{王戴}國」とした上で、「國」と「歟」とを見せ消ちとする。済明王は、百濟の第二十六代の王、聖明王のことである。『日本書紀』欽明天皇紀にその名が見える。済(耆)明王もしくはその王子を祀るとの説は、『肥後国志』にも「里俗ノ説」として引かれる。

一一 洞音については未詳。「洞」の字、諸本とも必ずしも明瞭でなく、この字が一番近いということで充てた。『菊池温故』も註一〇と同じ説を記すが、こここの部分はない。

一二 『肥後国誌』によれば大琳寺村内の小村。

一三 『神社便覽』に「御靈」以下の記事を載せる。御靈八所については、古く『三代

実錄』貞觀五年(八六三)五月二十日条に御靈会の記事を載せ、「崇道天皇、伊予親王、藤原夫人、及觀察使、橘逸成、文室宮田麻呂等是也」とする。新訂増補国史大系では「觀察使」に註して、「仲成力」とする。ここに明記された六人に道真、吉備大臣を加え、八所とするのが一般だが、不明な点も多い。この八神を八所御靈として祀るのが、京都の上御靈神社、下御靈神社である。補註参照。

一四 『肥後国誌』によれば下西寺村内の小村。

一五 『肥後国誌』によれば西寺村内の小村。

一六 北通郷の村。

一七 「別當(當)」と「別雷」との字形の類似から、実は賀茂社からの勧請ではないか、との説は、『菊池温故』に既に見える。

一八 菊池市七条町に寺跡が残る。菊池兼朝の創建とされるがはつきりしない。兼朝の

墓があつたとされる（本書卷八）。源寂については未詳。

一九　底本「亨保」、諸本により訂す。西暦一七三二年。壬子にあたる。

二〇　底本「高崎村」、東洋文庫本等により改む。

二一　底本には次の「稻荷大明神」の項目の前に、以下の記事を記した一丁を綴じ込んでいる。

大林寺村内立石稻荷社

附録

当万延式辛酉ニ至リ八十五年ニ成ル（一行朱筆）

一安永六年丁酉九月、西覚寺境内漆山ト云所ニ石の小倉ヲ建、勧請いたす。願主丁内万屋武平次、小倉ハ祖父中島伊次郎寄進。其後、寛政五六年之比、手前十一式才之比、様子有之、伊次郎、今の立石下横道之権現社の脇ニ引直し候而、十一月五日権現社ト合祭ニいたし、庄右衛門方へも神酒代として鳥目拾匁宛年々に遣し、手前方斗り祭りに加わり来候處、文化式年之比より丁内も段々加り申合せ、三月初午之祭りト万々歳繁昌いたし候。

同ニ至リ五十七年ニ成（一行朱筆）

一文化式年乙丑正月改出、銅錢キメ三百七匁式分御座候。是より次第〳〵に年増し栄へ候間、市原地方ニ入シ座之入目ニ致し年々染也。先、宇平次、伊織、亀次七、島屋市三郎、例御廻し方世話いたし祭り来候。

同ニ至リ五十式年ニ成（一行朱筆）

一文化七年庚午ノ三月より丁内祭り座、吸物取り又有茶漬等いたし、北宮社司申受、横道村宇八宅ニ而三月初午と定日を極メ、村五六軒も同組ミニ而、当座之組合を立て

祭り來り候。芝居御座候節ハ座早く仕舞、芝居へ持出し候事も度々御座候。

同ニ至リ十一年ニ成（一行朱筆）

一嘉永四辛亥三月七日、立石村ト打過ニ而ハ、座組ミニ多くニ成候ニ付相談仕り、備錢を分ケ、下横道ト祭り引分して丁内斗り上中下と座前組ミニ合セ祭り来候事。

一万延式辛酉三月座中より幕片張り寄附仕候

右
万延式年辛酉三月吉日
中島三郎平

誌

【補註】

元禄二年（一六八九）刊の『京羽二重織留』に、「八所の御靈は所謂吉備の靈、崇道天皇、伊与親王、藤の太夫、橘の逸勢、文屋の宮田丸、藤原の広嗣、火雷神なり」とし、「火雷神を菅神の靈と称す、是大きな誤なり」（卷三・謬伝「火雷神」項。ほぼ同文記事が貞享三年（一六八六）刊の『雍州府志』卷二・神社門「下御靈社」にある）とあるように、火雷神には異説があるものの、江戸前期には各御靈の神格は固まっていたようである。貞享元年（一六八四）の序を有する北村季吟の『菟藝泥赴』に、「吉備公と申は元正天皇御宇に下道真備とて」（第一「上御靈」）とするように、吉備真備とされ異説は見

かけない。ただし、真備（六九五—七七五）は奈良時代の学者・政治家で、『江談抄』などの説話集にも彼の挿話が伝えられるが、室町時代の碩学、一条兼良の『樵談治要』に、「八所の御靈と申は、むかし謀叛をおこして其の心ざしをとげず、或は又なに事にても、うらみをふくめる人の靈ををまつられたる社なり」（「神をうやまふべき事」）と言われるような御靈のイメージには、彼の伝は合わないようにも思われる。正徳元年（一七一一）刊の『山城名勝志』卷二「八所御靈」が「吉備聖靈」の解説に『今昔物語集』の説話を引き、真備が藤原広嗣（後述）の怨靈を鎮めた話を載せるのも、彼を祀る意味の合理化が求められた故ではないか。

崇道天皇（七五〇—七八五）は、光仁天皇の皇子。『菟藝泥赴』に「桓武天皇の御宇に帝南都へ行幸御留守、（藤原）種継を殺さしむ。是、君をかたむくる御心ある事顯れて淡路に配流せり。みづから食を断て道にて薨す。淡路に葬る。其靈たゞりをなすによりて御靈を祭り、崇道天皇と号す」とあるのが、一般的な理解であろう。伊預（予）親王（？—八〇七）は、桓武天皇の皇子。藤原宗成の陰謀にかかり「謀反によりて河原寺にこめられてみづから餓死し給へり」（同）と理解されていた。藤原大夫人は吉子（？—八〇七）。桓武天皇夫人、伊予親王の母。「親王とゝもに謀反の心有て河原寺にてうせ給へり」（同）と理解されていた。橘逸成（？—八四二）は平安前期の官人。「嵯峨帝崩じて後、淳和帝の御子恒貞をとり立んとして謀反」（同）、即ち承和の変の首謀者とみなされた。文屋宮田丸も平安前期の官人。「承和十年十二月、謀反あらはれて伊豆国に流罪。配所にてうせぬ」（同）と見られていた。藤原広嗣（？—七四〇）は奈良時代の貴族。宇合の子。天平十年（七三八）大宰小式に左遷されたことをきっかけに、天平十二年「肥前国遠河郡に城をかまへて謀反」（同）、所謂「広嗣の乱」を起こした。

【本文】

稻荷大明神

一蟹穴村にあり。十一月四日に祭る。延喜式神名帳^一に云、山城國紀伊郡稻荷神社三座、上社大田命、中社倉稻魂、下社は大宮姫。人皇^二十四一代 元明天皇、和銅四年に鎮座。是を稻荷大明神と称する故は、二十一社記^三云、弘法大師、東寺に住せし時、御弟子檜尾僧都実惠、東寺南大門に徘徊せしに、老翁、老嫗異体なるが数多男女眷属率て稻を荷ひて遠より行疲れたる氣色にて南大門に休息せらる。事の体、直也。人とは^四不見奇異の思ひを成、大師に告申。大師出給ひて此人々召請中門の^五下にて御物語有。何所へと御尋玉へば、比叡の阿闍梨^六_{〔傳教大師也〕}我寺を守護し給へと招請有、と答玉ふ。彼には比叡の神、專鎮守、当寺にまし／＼て仏法を守り給へとのたまひければ、承諾まし／＼、因て大師同道有て、勝地^六をゑらびて今の所に鎮座と云。稻を荷ひ給ひしより、稻荷の神と申とぞ。

熊野権現

一流川村に有。十一月四日に祭る。菊池武重公御建立と云。其以前は今宮を祭りしと云。今も御神殿に今宮之御神体居ますよしうけたまわる。

天満宮

一木柑子村に有。十一月五日に祭る。建久四年七の勧請と云。

永田大明神

一鍋倉村八に有。十一月八日にまつる。

天満宮

一菰入村に有。十一月八日に祭る。

同九

一道園村一〇に有。十一月八日に祭る。

同

一広瀬古閑村にあり。十一月九日祭る。

同二

一堀切村三に有。十一月九日祭る。

同

一西迫間村に有。十一月九日に祭る。

同三

一木佐木村四に有。十一月九日に祭る。

同五

一黒仁田村六にあり。十一月十日に祭る。

同

一戸四良村七に有。十一月十日に祭る。

同

一東迫間村にあり。十一月十一日に祭る。

一竹の迫村マキガ一八にあり。十一月十一日に祭る。
同

一伊良迫村マキガ一九に有。十一月十一日に祭る。
同

一生味村に有。十一月十二日に祭る。

一日生野村マキガ一〇に有。十一月十二日に祭る。
同

一瀧村マキガ一三に有。十一月十三日に祭る。

同三

一細永村に有。十一月十三日に祭る。

同三

一大柿村に有。同十四日に祭る。

同

一水次村に有。十一月十五日に祭る。天正十三年二月十一月十五日太宰府
より勧請。

同

一平野村に有。十一月十五日に祭る。

同五

一白木村に有。十一月十五日祭る。

同

一市野瀬村に有。十一月十五日に祭る。

同

一染土村に有。十一月十五日祭る。

同

一松島村二元に有。十一月十五日に祭る。

同

一篠倉村二七に有。同十一日に祭る。

同

一佐野村に有。同十一日に祭る。

同

一斑蛇口村に有。同十七日に祭る。

同

一小楠野村に有。同十八日に祭る。

同

一虎口村二八に有。同十一日に祭る。

同

一甲佐町村に有。十一月廿日に祭る。

同

一鳳来村二九に有。同廿五日まつる。

同

一下河原村に有。同廿五日まつる。

同

一長野村に有。同廿五日に祭る。

同

一高野瀬村に有。守山城三〇墟に有。十一月廿五日に祭る。

同

一正觀寺村に有。二月廿五日に祭る。

同

一赤星村に有。太宰府勧請。九月廿九日に祭る。村中の氏神也。

同

一野間口村に有。延宝六年三六月廿五日、太宰府勧請。

同

一山崎村に有。十一月十日に祭る。

同

一稗方村に有。太宰府より勧請。北宮社司鶴田増大夫代なりしどき、田青ゆで田三御供田今以有之。青ゆで祭と申は、大豆を煮て青のりを懸け備る。今に青ゆで田預来る家あつて、其家より備る也。十一月廿一日に祭る。

同

一隈府町札辻次兵衛裏に有。社床、今は論所となる。堂も宝暦之比三すたれ、御神体新古二体有を、次兵衛、甚左衛門、此兩人にて一体宛預る。此天神は、道場寺三の鎮主にて有しといふ説有、いかゞ。昔は切明町、善四郎裏に有。其跡今にすこしの藪ありて、昔は隈府町の氏神にて有しよし。武政公、北宮を観請の後、いつとなく北宮を氏神と仕、天神の祭りすたれたりといふ。古をおもふ人有らば、小祠にても取立、御神体を安置し度物也。案するに、今隈府北宮を九月九日に祭る座に、渡唐の天神の絵像三トトウをかけて神酒を呈くミセ。是、天神、古の氏神故に北宮祭る座にかけて合祀するならんか。猶尋ぬべし。三八

【註】

一 『延喜式』(版本)には「紀伊郡八座」の内に「稻荷神三社」と記すのみ。以下に記す稻荷三社に祀る神の配当には種々の説があるが、『京師巡覽集』のごとき名所案内の説と一致する。拙稿「京師巡覽〈稻荷〉贅註」(『朱』第六十二号、二〇一九年)参照。

二 底本「人人皇」と衍字あり。諸本により正した。

三 『二十一社記』には、「稻荷社、常説ニハ弘法大師東寺ニ住給ケル時、御弟子檜尾僧都実惠ト云人、彼寺ノ南大門ニ被_二徘徊_一ケルニ、老翁老嫗ノ異躰ナルガ數多男女眷属ヲ率テ、稻ヲ荷テ遠ヨリ行疲タル氣色ニテ、南大門ニ被_二休息_一事ノ躰、直也人ト不レ見。奇異思ヲ成シテ大師ニ告申ス。大師出給テ此人ヲ召請シ、中門ノ下ニテ物語シ給ケリ。何所へ向給ト被_二尋申_一ケレバ、比叡阿闍梨伝教大師事也、我寺ヲ守護セヨトテ被_二召請_一也ト答給ふ。彼

ニハ比叡神專鎮守ニテ坐ス。当寺ノ仏法ヲ護給ヘト被レ申ケレバ承諾アリケリ。仍大師与
此神「同道シテ勝地ヲ择テ今所ニ鎮坐云々。」：初稻ヲ荷ヒ給シヨリ稻荷神ト号也云々」

四 底本「人々」、内閣文庫本「人と」。東洋文庫本等「人とは」により改む。

五 底本「中門は」。諸本により改む。

六 目的に適した場所。『書言字考節用集』に「勝地（シヨウチ）」。

七 一一九三年。

八 『肥後国誌』によれば四丁分村内の原村に、さらに小村として鍋倉村があつたとされる。同書にも「永田大明神宮」の存在が記されている。

九 底本、前項菰入村の天満宮の下に記載。脱落に気づき補入したものであろう。諸本を参照し、この位置に記載した。

一〇 『肥後国誌』によれば中通郷生味村内の小村。

一一 二 この項、底本では広瀬古閑村と西迫間村の天満宮の記事の間、下部余白に記載。ひとまずこの位置に補つた。内閣本ではこの位置に、「同」ではなく「堀切大明神」として記すが、東洋文庫本も底本も「堀切大明神」は後ろに別に記す。東洋文庫本は「天満宮」とするが、記載順が異なつており、同／広瀬古閑村・同／西迫間村・山神社・天満宮／堀切村の順になっている。おそらく底本において、天満宮をまとめて記載しようとしたことに伴う混乱が起きたものと思われる。次の註一三をも参照。

一二 『肥後国誌』によれば北通郷木野本分村内の小村。

一三 東洋文庫本・内閣文庫本はこの項の前に後出の「山神（社）」を置く。底本ではこの項の下に、「天満宮」ならぬ「山神社」に関わる次の記事を朱筆で記載し、抹消している。「同／一、木佐木村に有。十一月九日／古は原四丁分の間より此所迄は／山多有て、此所、山の入口にて有しと云。故に山」。これも底本が「天満宮」をまとめようとしての混乱であろう。

一四 原村内の小村（『肥後国誌』）。

一五 東洋文庫本・内閣文庫本はこの項の前に後出の「産七社大明神」を置く。

一六 『肥後国誌』によれば鍋倉村と同じく原村内の小村。黒仁田村は生味村内の小村。

一七 原村内の小村（『肥後国誌』）。

一八 東洋文庫本「竹之牧村」、内閣文庫本「竹の迫」。「竹迫（たかば）」と「竹牧」との混乱があつたか。底本のままでおいたが、元禄十四年（一七〇一）には竹迫村は竹迫町に改められており（日本歴史地名大系『熊本県の地名』菊池郡「竹迫町」）、やはり「竹牧」と考えるべき。『肥後国誌』にも竹牧村に天満宮のあつたことが記されている（河原手永「原村」の項）。

一九 伊良迫村は生味村内の小村（『肥後国誌』）。

二〇 日生野村、未勘。

二一 滝村、未勘。この項、内閣文庫本なし。

二二 この項、底本では前項の下に朱筆で追記。東洋文庫本等により、この箇所に補う。

二三 細永村は原村内の小村。

二四 東洋文庫本、この項を欠く。内閣文庫本は次の水次村から染土村の項までと共に、この後の原村「熊野権現」の次に記す。大柿村は中通郷。

二五 一五八五年。

二五 底本、白木村と染土村の項を朱筆にて市野瀬村、松島村の項の下に記す。内閣文庫本の配列を参考にこの並びとした。東洋文庫本、白木、染土の二村をこの後の篠倉村の次に記す。いか、内閣文庫本の配列との違いが甚だしいため、同本との異同の記載は省略する。

下河原村内の小村（『肥後国誌』）。

二六 篠倉村は生味村内の小村（『肥後国誌』）。

二七 虎口村は北通郷。

二八 底本等「鳳儀村」。東洋文庫本により「鳳来村」に改む。『肥後国誌』によれば、半尺村内の小村に「鳳来村」があり、同村に天満宮を祀ることも記されている。

二九 隈府城。

三〇 一六七八年。

三一 諸本により「青ゆで」の下に「田」字を補う。この一文、意味がとりづらいが、北宮社が鶴田増大夫のときに、青ゆでの祭りのための大豆を栽培する「青ゆで田」、供米のための「御供田」の制度を整えたとの意であろうか。「大豆を煮」とあることから、「青茹で」の意と解し濁点を付したが、このような風習については未勘。

三二 「論所」は係争地。社殿の趾地について所有権の争いがあつたということか。

三三 宝暦年間は一七五一—一七六四年。

三四 隈府下町にあつた寺。本書卷四に記事あり。

三五 室町時代に成立した、天神が中国に渡り南宋の無準師範に参禪したとの伝説に基づき制作された天神画像。中国の仙冠、道服を身につけた立像として描かれるのが通例。

三六 内閣文庫本、東洋文庫本「呈し」とするが、下へのつながりが通らない。「ささぐ」とでも読ませたか。

三七 底本、本文末尾に以下の書き入れ注記あり。「天神社ノ祭り、以前ハ精進／座ニ而候処、嘉永ノ初メ比より魚／祭り座ニ相成、繁昌ヲ仕リ候也」また、同じ丁の上部余白に以下の書き入れあり。「○天神祠文化十二亥八月再建。上中町、下中町、下町三ヶ所之／天神祭り座中申談出錢いたし建直し申候。右祠再建打立は夢中につげ有之候間、座中再興申談候事、座丁裏に／居住仕居申候者につげ御座候。／世話人、西太三郎、大塚屋太平大工水次村次七」

【本文】

堀切大明神

一木庭村に有。十一月九日に祭る。古は原四丁分の方より此所迄は山多有て、此所山の入口にて有しと云。ゆへに山神をいわひて有しと承る。

山神

一木庭村に有。十一月九日に祭る。古は原四丁分の方より此所迄は山多有て、此所山の入口にて有しと云。ゆへに山神をいわひて有しと承る。

産七社大明神

一西迫間七坪村に有。十一月十日に祭る。興国十三年ニ菊池四郎宗政建立と云伝。此人系図に見へず。神像の背に文明七年六月廿七日、藤原宗政ミと有時は言伝誤アヤマれり。

妙見宮

一四丁分村に有。十一月十三日に祭る。

黒蛭大明神

一黒蛭村に有。十一月十三日に祭る。則、木野大明神也四。

八幡宮

一宮園村に有。十一月十三日に祭る。宇佐より勧請と云。

同

一車石村五に有。十一月十一日に祭る。

同

一辺田村に有。十一月十七日にまつる。

同

一瀬戸口村に有。宇佐勧請と云。十月十八日に祭る。

大日如来

一寺尾野村に有。十一月十一日に祭る。

稻荷大明神

一五海村に有。十一月十六日に祭る。

熊野権現

一原村に有。十一月十四日に祭る。

同

一四丁分村に有。十一月十五日に祭る。

八幡宮、阿蘇大明神

一 西寺村に有。十一月十五日に祭る、上下村共に。

同 天幡宮

一 雪野村に有。十一月十五日に祭る。

今宮

一下河原村に有。同十五日に祭る。

【註】

一 堀切村は木野本分村の小村。

二 興国は南朝年号。十三年であれば一三三二年にあたるが、実際には六年で改元されている。

三 文明七年は一四七五年。藤原宗政は伝未詳。

四 黒蛭村は木野本分村の小村。『肥後国誌』によれば祭神は松尾宮で、木野本分村にはこれと別に松尾大明神宮があり、その社記に「号木野大明神」とあることから、黒蛭大明神も木野大明神となる。

五 車石村は下河原村の小村。

【本文】

阿蘇乙宮大明神

一同村に有。高宮山城守、藤原清房勧請年月不詳。藤原清房は江州高宮^ニの住人に而西征將軍に供奉とて下向。子孫菊池家に仕て下河原村に居住。三四代が間、山城守と受領して相続有しと承る。右屋敷跡を今に高宮と申也。右、乙姫宮勧請之砌は、流鏑馬^ニ等祭盛しと云。立畠と申所あり。是やぶさめの節の馬立場^四と申伝て、畠数壹反五畠有。しどぎ田壹反六畠有^五。流鏑馬殿とて森有て、右之道具にても入候所にてはあらずやと、所の人申伝。井戸も有、御供水と申伝。灰迫といふ所有。祭祀之間、火を焼申候灰を捨場と申伝。祭程は十一月十一日也。

觀世音

一大林寺村に有。十一月十八日に祭る。古の九儀山大林寺跡也。

同

一 高野瀬村に有。十一月十八日に祭る。藏六庵と云。加藤若水再興有り若は寂か

一輪足山に有。東福寺本尊也。十一月十八日七にまつる。

同

一村田村に有。文明年中八に立。

地藏

一正觀寺の本尊也。十一月廿四日に祭る。

藥師 七社大明神 住吉聖母

一袈裟尾村に有。皆相殿に鎮座也。十一月廿六日に祭る。

阿蘇宮 春日大明神 白山權現

一玉祥寺村に有。正月廿八日に祭る。三座一所に御鎮座。

祇園

一岡田村に有。六月十四日に祭る。牛頭天王と申奉る。

同

一下西寺村に有。同十五日に祭る。

駄牛地藏

一深川村に有。菊池氏の時、馬屋別当九の墓所。其上に堂を立、能牛馬の願を聞給ふ。前立の地蔵は後に立たりと見ゆ。是を駄牛地蔵と称す。駄牛は駄護にはあらずや。堂の前の石鉢は以前の馬船一三と云伝ふ。

虚空藏

一下河原村に有。靈仏也。

諏訪大明神

一加恵村に有。七月廿七日に祭る。

同

一下西寺村にあり。九月朔日に祭る。

四郎宮^{一四}

一細永村に有。大輔經直の弟十郎經俊、其子次郎經知の子、佐野太郎經正の弟、原四郎を祭りたると云。

若宮

一西郷村に有。西郷太郎^{一五}勧請。昔は西郷・五海・羽根木・蟹穴の惣氏神にして祭しを、其後、村限の祭初り、氏神立しか共^{一六}、今に古例残り、五海・羽根木・蟹穴より作初穂を備る。此宮、鎌倉御靈の宮^{一七}を勧請といふ。十一月十二日に祭候。

田代宮

一鍋倉村に有。

鷺宮

一高田村に有。加恵鷺宮^{一八}を勧請といふ。十一月廿日に祭る。

薬師堂

一水次村にあり。弘仁元年^{一九} 十月十八日に祭る。

三社大明神

一同村に有。阿蘇三の宮勧請と云。

権現宮

一蟹穴村にあり。熊野権現勧請といふ。十一月四日に祭る。

雄床大明神^{一〇}

一阿佐古村に有。

地蔵堂

一隈府横町井手端に有。正觀寺村内也。十月十四日に祭る。

天地元水神

一隈府横町に有。橘姓嫡流^{一一}、渋江家勅許之氏神。安永四年^{一二}、堂上山井三位藤原兼敦卿^{一三}より 元水神祠場と申額の文字、御染筆賜る。

一 太守様 御上下之節々^{二四}、御船中御安全御祈祷、永々^{二五}被為 仰付。
御祈祷之節、御紋附中丸挑灯式張、御借渡被為 仰付候。

一 竹田中川修理大夫様^{二七}より御紋附^{達ヘ柏}^{なり}^{二八}中丸挑灯式張、永々御寄附有。
長岡清記様^{二九}より九曜桜御紋附中丸挑灯式張、永々御寄附あり。

三〇

【註】

一 藤原清房、伝未詳。
現在の彦根市高宮。

『書言字考節用集』に「流鏑馬（ヤブサメ）」。

馬を繋いでおく所。

立畠には、馬立場と粢田があつたということであろう。馬立場が一反五畝、粢（お供えの餅）用の田が一反六畝。『書言字考節用集』に「粢（シトギ）粢餅（同）」。『和訓栞』前編に「筑後の俗祭祀必ず粳米粉の餅あり、是をしとぎといふ」と。一反は十畝、一畝は約一アールにあたる。

内閣文庫本「若水」横の傍記なし。加藤若水は伝未詳。

内閣文庫本は祭日を十一日とし、『肥後国誌』は二十日とする。

文明年中は、一四六九—一四八七年。

九 別当は長官、長。

一〇 飼育している牛馬が良い牛や馬となるよう祈る地蔵、もしくはそのような願いに靈験ある地蔵であった、との意であろう。内閣文庫本は「能牛馬の痛の願」とし、「痛」字に「マハ」とある。

一一 現在、堂の前に立っている地蔵は、もともと堂の後ろにあつたもの、ということか。
一二 「駄牛」「駄護」ともにダゴの音で通ずるので、本来は「護」の字を充てていたのではないか、という。『肥後国誌』には「駄子地蔵」と充て、「土俗祈願ノ賽ニ団粉ヲ奉ル故ニ名クト云」との説を載せる。

一三 馬槽。かいば桶のこと。

一四 『肥後国誌』は「大龍寺跡」として「四郎ノ宮」に言及し、「家譜」を引きながら「大輔經直」以下、本書と同じ系譜を記し、原四郎經能の靈を祀ったと記す。水島貫之の追記では、「事蹟通考」の菊池系図と異なることを指摘するが、『菊池軍記』所掲の菊池系図ではきれいに一致する。

一五 菊池初代則隆の男、二代経隆の兄弟である政隆。本学藏万延元年写『菊池風土記』には、「按ニ西郷太郎ハ菊池二代経隆公之兄政隆公ナラン」との書き入れがあり、『菊池軍記』の系図でも政隆の尻付に「西郷太郎」とある。また二代経隆には、「没後祝^一若宮靈社^二在^三菊池郡」との注記が付されている。

一六 最初は西郷村他の全体の氏神として祀つたが、後には西郷村だけで若宮を祀るよう

になり、他村ではそれぞれが氏神を祀るようになった。

一七 御靈神社、權五郎神社とも。現在では、その社地は加恵須賀神社となり、併せて諏

一八 加恵村にあつた鷺宮大明神。現在では、その社地は加恵須賀神社となり、併せて諏訪大明神、櫛田八幡宮を合祀している。

一九 八一〇年。

二〇 『肥後国誌』には「雄床」を「乙子」と表記。

二一 近藤安太郎『系図研究の基礎知識』によれば、橘氏の祖は伊予国宇和郡の出で、公業の時に奥州征討の勲功として、出羽の小鹿島等と肥前国長島庄を与えられた（建久元年一一九〇）。その子公義は肥前に移り、嫡子公村から渋江氏を称した。公村から十一代末の公親から肥後国に移り住んだ一統があり、公道から天地元水神社の神職となつた。上米良純臣編著『熊本県神社誌』をも参照。

二二 八一〇年。

二三 山井仍敦（一七三九一八九）。山井家は藤原氏北家水無瀬流の羽林家で有職故実を家職とした。兼敦は家祖兼仍の曾孫。兼敦は前名で、安永八年（一七七九）に仍敦に改めた。堂上は昇殿を許された家柄。

二四 参勤交代などによる江戸への藩主の往復の折々に、との意。

二五 長年にわたり。

二六 御家紋の入つた提灯。「中丸」は胴の部分が丸い形の提灯のことか。

二七 豊後岡藩の八代藩主、中川久貞（一七二四一九〇）か。久貞以降、修理大夫を称するが、前後の記事に見られる人名の年代とあわせて考えると久貞が妥当であろう。『寛政重修諸家譜』『中川氏御年譜』参照。

二八 『寛政重修諸家譜』には中川氏の家紋は「一枚柏」とし、『中川氏御年譜』にも一枚柏の紋の図を複数載せている。『日本紋章学』によれば、「一枚柏」には対柏、抱柏、違柏の三様があり、『見聞諸家紋』では柏の葉が交差した形を違柏とするが、一枚の柏葉が横並びになり、その上下がそれぞれ接する形で円形をなすものも違柏としている。『中川氏御年譜』に載せるものも、この後者の形がほとんどである。ただし、今日ではこれは抱柏とするのが一般のようである（『日本国語大辞典 第二版』、『角川古語大辞典』「抱柏」項）。

二九 細川重賢の弟、紀休。『重賢公日記 下巻』付載の「細川氏略系図」参照。

三〇 底本には、以下のごとき追記記事が記される。

一隈府町市恵美須は、往昔は今古町西覚寺門前の大道より十間程下も、道の南側に鎮座有しを天正十六年、町移の時、今の上町構口より十四五間下も、町の東側に移し有しを天保五年甲午十月、再建に付、今の上広丁に鎮座を移し奉りぬ。

一天正十六年町直り之節、上町構口より十四五間下一宮氏之前に市恵美須祠を移し候は、

此處正觀寺、高野瀬、隈府三ヶ處之境に而移し置候との訳書、天保六年未正月上広丁之恵美須祠直し時、祠之中より右之訳書、宗四郎兵衛書附置候ママを、時庄屋宗吉十郎見附出置候事を申聞候
筆者 西徳五郎

天保六年未正月十八日、市恵美須社跡トニ残り居候。石古町道造り之節、西覺寺江相談いたし、町役人より石藏之上に引直シ置候

一右之石、嘉永六癸丑十一月六日中嶋弥七郎宅江直し置、追々下広町江祝置申度事。

一右恵美須石、嘉永七年甲寅七月上旬、下広丁也。石の小倉を建立仕り、勧請仕り候。委細、小前書は、手前見聞録に控え置候事。

参考文献

〔辞書・辞典類〕

- ・『改訂綜合民俗語彙』（平凡社、一九五五—五六）
- ・『日本古代人名辞典』（吉川弘文館、一九五八—七七年）
- ・近藤春雄『中国学芸大事典』（大修館書店、一九七八年）
- ・中田祝夫編『改訂新版 古本節用集六種研究並びに総合索引』（勉誠社、一九七九年）
↓『易林本節用集』
- ・中村幸彦他編『角川古語大辞典』（角川書店、一九八二—一九九年）
- ・乾克己ほか編『日本伝記伝説大事典』（角川書店、一九八六年）
- ・岩本裕『日本佛教語辞典』（平凡社、一九八八年）
- ・石田瑞麿『例文 仏教語大辞典』（小学館、一九九七年）
- ・古辞書影印資料叢刊『版本 和訓栞』（大空社、一九九八年）
- ・『歌ことば歌枕大辞典』（角川書店、一九九九年）
- ・『日本国語大辞典 第二版』（小学館、二〇〇〇—〇二年）
- ・中村元ほか編『岩波 仏教辞典 第二版』（岩波書店、二〇〇二年）
- ・園田稔 橋本政宣編『神道史大辞典』（吉川弘文館、二〇〇四年）
- ・橋本政宣『公家事典』（吉川弘文館、二〇一〇年）

〔研究書・引用テキスト〕

- ・古城貞吉編『肥後文献叢書 第三卷』（隆文館、一九一〇年）→『新撰事蹟通考』
- ・沼田頼輔『日本紋章学』（明治書院、一九二六年）
- ・『続群書類從 第六輯下』（続群書類從刊行会、一九二八年）→『菊池系図』
- ・佐伯有義校訂『神道名目類聚抄』（大岡山書店、一九三四）→『神道問答』
- ・新訂増補国史大系『古事記 先代旧事本紀 神道五部書』（吉川弘文館、一九三六年）
- ・三島安精『校註二十一社記』（明世堂書店、一九四三年）
- ・新訂増補国史大系『続日本後紀』（吉川弘文館、一九五三年）
- ・『新 寛政重修諸家譜』（続群書類從完成会、一九六四—一〇一二年）
- ・『新 寛政重修諸家譜』（続群書類從完成会、一九六四—一〇一二年）
- ・四部備要『爾雅注疏』（中華書局、一九六六年）
- ・野間光辰編『新修京都叢書』第六卷（臨川書店、一九六七年）→『都名所図会』
- ・野間光辰編『新修京都叢書』第十卷（臨川書店、一九六八年）→『雍州府志』
- ・同第二卷（臨川書店、一九六九年）→『京羽二重織留』
- ・『續々群書類從第一神祇部』（続群書類從完成会、一九七〇年）→『神道便覽』
- ・野間光辰編『新修京都叢書』第二十二卷（臨川書店、一九七二年）→『山城名跡巡行志』

- ・『肥前叢書・第一輯』（青潮社、一九七三年）→『北肥戦誌（九州治乱記）』
- ・『益軒全集 卷之一』（国書刊行会、一九七三年）→『日本积名』
- ・国書刊行会編『系図綜覧』（名著刊行会、一九七四年）→『佐々系譜』
- ・『続群書類從 第二十五輯上』（続群書類從完成会、一九七五年訂正三版第四刷）→『加藤清正侍帳』

- ・長澤規矩也編『和刻本經書集成 正文之部 第三輯』（汲古書院、一九七六年）→『爾雅』
- ・新訂増補国史大系『日本三代実録』（吉川弘文館、一九七七年普及版）
- ・『新校羣書類從18』（名著普及会、一九七七年補正覆刻版）→『見聞諸家紋』
- ・『同21』（名著普及会、一九七八年補正覆刻版）→『樵談治要』
- ・『日本書紀通証』（臨川書店、一九七八年）
- ・『和刻本辞書字典集成 字彙（上）（下）』（汲古書院、一九八〇・八一年）
- ・上米良純臣編著『熊本県神社誌』（青潮社、一九八一年）
- ・西宮一民校注『古語拾遺』（岩波文庫、一九八五年）
- ・『神道大系 神社編 阿蘇・英彦山』（神道大系編纂会、一九八七年）→『阿蘇大明神流記』『阿蘇宮記』『阿蘇宮由来略』
- ・出水叢書10『重賢公日記 下巻』（出水神社、一九八九年）
- ・近藤安太郎『系図研究の基礎知識』（近藤出版社、一九八九年）
- ・伊藤正義・黒田彰編『和漢朗詠集古注釈集成 第三巻』（大学堂書店、一九八九年）→『和漢朗詠抄注（永済注）』
- ・『日本書紀(一)～(五)』（岩波文庫、一九九四～一九九五年）
- ・堤克彦『菊池古文書叢書第二輯 肥後郷名考 菊池温故』（菊池古文書研究会、一九九六年）
- ・新編日本古典文学全集『古事記』（小学館、一九九七年）
- ・新日本古典文学大系『続日本紀 五』（岩波書店、一九九八年）
- ・『新熊本市史 通史編 第二巻 中世』（熊本市、一九九八年）
- ・川本重雄・小泉和子『類聚雜要抄指図巻』（中央公論美術出版、一九九八年）
- ・川平敏文『近世兼好伝集成』（平凡社東洋文庫、二〇〇三年）→『奈良比野岡』
- ・竹田市教育委員会編『中川氏御年譜』（竹田市、二〇〇七年）
- ・兵藤裕己校注『太平記(二)』（岩波文庫、二〇一四年）
- ・小川剛生『兼好法師』（中公新書、二〇一七）
- ・鈴木元「京師巡覽（稻荷）贅註」（『朱』第六十二号、伏見稻荷大社、二〇一九年）
- ・『その他』
- ・『菊池温故』（土佐山内家宝物資料館蔵本、東京大学史料編纂所蔵本）
- ・『神社便覽』（名古屋大学皇學館文庫蔵版本、国文学研究資料館公開デジタル画像）
- ・『南嶺子』（国文学研究資料館蔵版本、同館公開デジタル画像）
- ・『有象列仙全伝』（国立国会図書館デジタルコレクション）
- ・大石久敬『改正補訂地方凡例録』（国立国会図書館デジタルコレクション）
- ・大正新修大藏經テキストデータベース

